

茂原市国民保護計画

令和2年1月

茂 原 市

目 次

第1編 総論	1
はじめに	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	2
2 市国民保護計画の構成	2
3 市地域防災計画との関係	3
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1 国民保護措置の全体の仕組み	6
2 関係機関の事務又は業務の大綱	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
1 市の地理的特徴	9
2 市の社会的特徴	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	12
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第1 市における組織・体制の整備	13
1 市の各部課室における平素の業務	13
2 市職員の参集基準等	15
3 消防機関の体制	17
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	18
第2 関係機関との連携体制の整備	19
1 基本的考え方	19
2 県との連携	19
3 近接市町村等との連携	20
4 指定公共機関等との連携	20
5 自主防災組織等に対する支援	21
第3 通信の確保	22
第4 情報収集・提供等の体制整備	24
1 基本的考え方	24
2 警報等の伝達に必要な準備	24
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25

4	被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5	研修及び訓練	28
1	研修	28
2	訓練	28
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	31
3	救援に関する基本的事項	31
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設の把握等	33
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	34
1	市における備蓄	34
2	市が管理する施設及び設備の整備、点検等	35
第4章	国民保護に関する啓発	36
1	国民保護措置に関する啓発	36
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1	初動時情報連絡体制	37
2	国民保護等連絡室の設置	37
3	初動措置の確保	38
4	関係機関への支援の要請	38
5	国民保護等緊急対策本部の設置	39
6	市国民保護対策本部へ移行する場合の調整	39
第2章	市国民保護対策本部の設置等	40
1	市対策本部の設置	40
2	通信の確保	49
第3章	関係機関相互の連携	50
1	国・県の対策本部との連携	50
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6	市の行う応援等	52
7	ボランティア団体等に対する支援等	53
8	住民への協力要請	54

第4章	警報及び避難の指示等	55
第1	警報の伝達等	55
1	警報の内容の伝達等	55
2	警報の内容の伝達方法	56
3	緊急通報の伝達及び通知	57
第2	避難住民の誘導等	58
1	避難の指示の通知・伝達	58
2	避難実施要領の策定	58
3	避難住民の誘導	64
4	避難に当たって留意する事項	68
第5章	救援	71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	72
3	救援の内容	72
第6章	安否情報の収集・提供	73
1	安否情報の収集	73
2	県に対する報告	74
3	安否情報の照会に対する回答	74
4	日本赤十字社に対する協力	75
第7章	武力攻撃災害への対処	76
第1	武力攻撃災害への対処	76
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	76
2	武力攻撃災害の兆候の通報	76
第2	応急措置等	77
1	退避の指示	77
2	警戒区域の設定	78
3	応急公用負担等	80
4	消防に関する措置等	80
第3	生活関連等施設における災害への対処等	83
1	生活関連等施設の安全確保	83
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	83
第4	NBC攻撃による災害への対処等	85
1	応急措置の実施	85
2	国の方針に基づく措置の実施	85
3	関係機関との連携	85
4	汚染原因に応じた対応	85
5	市長及び長生郡市広域市町村圏組合消防長の権限	86
6	要員の安全の確保	87

第8章	被災情報の収集及び報告	88
1	被災情報の収集	88
2	被災情報の報告	88
第9章	保健衛生の確保その他の措置	89
1	保健衛生の確保	89
2	廃棄物の処理	90
第10章	国民生活の安定に関する措置	92
1	生活関連物資等の価格安定	92
2	避難住民等の生活安定等	92
3	生活基盤等の確保	93
第11章	特殊標章等の交付及び管理	94
1	国民保護法で規定される特殊標章等	94
2	特殊標章等の交付及び管理	94
第4編	復旧等	96
第1章	応急の復旧	96
1	基本的考え方	96
2	公共的施設の応急の復旧	96
第2章	武力攻撃災害の復旧	98
1	国における所要の法制の整備等	98
2	市が管理する施設及び設備の復旧	98
第3章	国民保護措置等に要した費用の支弁等	99
1	国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求	99
2	損失補償及び損害補償	99
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	100
4	県又は他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁	100
第5編	緊急対処事態への対処	101
1	緊急対処事態	101
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	101
【参考】	茂原市国民保護計画用語集	102

資料編

《1》 条例、要綱等

〈協議会関係〉

1	茂原市国民保護協議会条例	<資料1-1>	114
2	茂原市国民保護協議会運営要綱	<資料1-2>	115
3	茂原市国民保護協議会幹事会運営要綱	<資料1-3>	116

〈対策本部関係〉	
茂原市国民保護対策本部及び茂原市緊急対処事態対策本部条例	＜資料1-4＞・・・117
〈省令、告示等〉	
1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令	＜資料1-5＞・・・119
2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準	＜資料1-6＞・・・127
3 火災・災害等即報要領	＜資料1-7＞・・・135
4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	＜資料1-8＞・・・154
《2》 関係機関及び連絡先一覧表	
1 指定地方行政機関（自衛隊含む）	＜資料2-1＞・・・167
2 千葉県（県警察含む）	＜資料2-2＞・・・167
3 市町村	＜資料2-3＞・・・168
4 消防本部、消防署等	＜資料2-4＞・・・168
5 指定公共機関	＜資料2-5＞・・・169
6 指定地方公共機関	＜資料2-6＞・・・170
7 水道部、その他関係機関	＜資料2-7＞・・・170
《3》 避難・救援関係	
〈基本情報〉	
1 地形図	＜資料3-1＞・・・171
2 月別平均気温、降水量	＜資料3-2＞・・・172
3 字別人口・世帯数構成	＜資料3-3＞・・・173
4 年齢別人口構成	＜資料3-4＞・・・174
5 人口集中地区	＜資料3-5＞・・・175
6 道路網図	＜資料3-6＞・・・176
7 鉄道網図	＜資料3-7＞・・・177
〈避難救援〉	
避難施設の指定状況	＜資料3-8＞・・・178
〈備蓄物資〉	
1 市備蓄物資（防災対策課で備蓄している物資）	＜資料3-9＞・・・179
2 関係機関との協定一覧	＜資料3-10＞・・・180

第 1 編 総 論

はじめに（国民保護に関する市の基本的な考え方）

1989年に冷戦が終結し、大国間による全面戦争の可能性は小さくなったが、一方で、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などが原因と思われる地域紛争やテロが世界各地で発生するに至った。

平成13年の9.11米国同時多発テロをはじめ、ロンドンやバリ島の爆破テロ、平成27年の銃撃や爆破によるパリ同時多発テロなど、テロが世界各地で発生しているとともに、北朝鮮による弾道ミサイル発射が頻発している。

我が国においても、本格的な侵略行為を受ける危険性は低下しているものの、国際テロ組織等の活動、大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの新たな脅威が差し迫った課題となっている。

国では、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」（平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」などの有事関連法が成立するとともに、適切かつ円滑な執行を図るため、平成17年3月に「国民の保護に関する基本指針（基本指針）」が策定され、平成29年12月にその一部が変更される等武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

市では、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、又はそのおそれがある場合に備え、国の国民保護法や基本指針、県の国民保護計画に基づき、国民保護計画を策定し、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめる。

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、茂原市国民保護計画（以下、「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務【法第3条第2項】

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を迅速かつ的確に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ【法第35条第1・2項】

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処
資料編

3 市地域防災計画との関係

市国民保護計画は、法第35条第1項の規定により、県国民保護計画に基づき、消防庁から示された市町村国民保護モデル計画を参考に策定するが、発生原因は異なるものの、この対処については類似性があると考えられるため「茂原市地域防災計画」を参考とした。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し【法第35条】

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続【法第35条第5・6・8項、第39条】

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済【法第6条、第159条第1項】

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供【法第8条第1項】

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力【法第4条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導、救援、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされているが、強制とならないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施に努める。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重【法第7条】

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保【法第22条】

市は、市並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市域に係る国民保護措置の内容に応じ、国、県等から入手した情報、武力攻撃災害の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

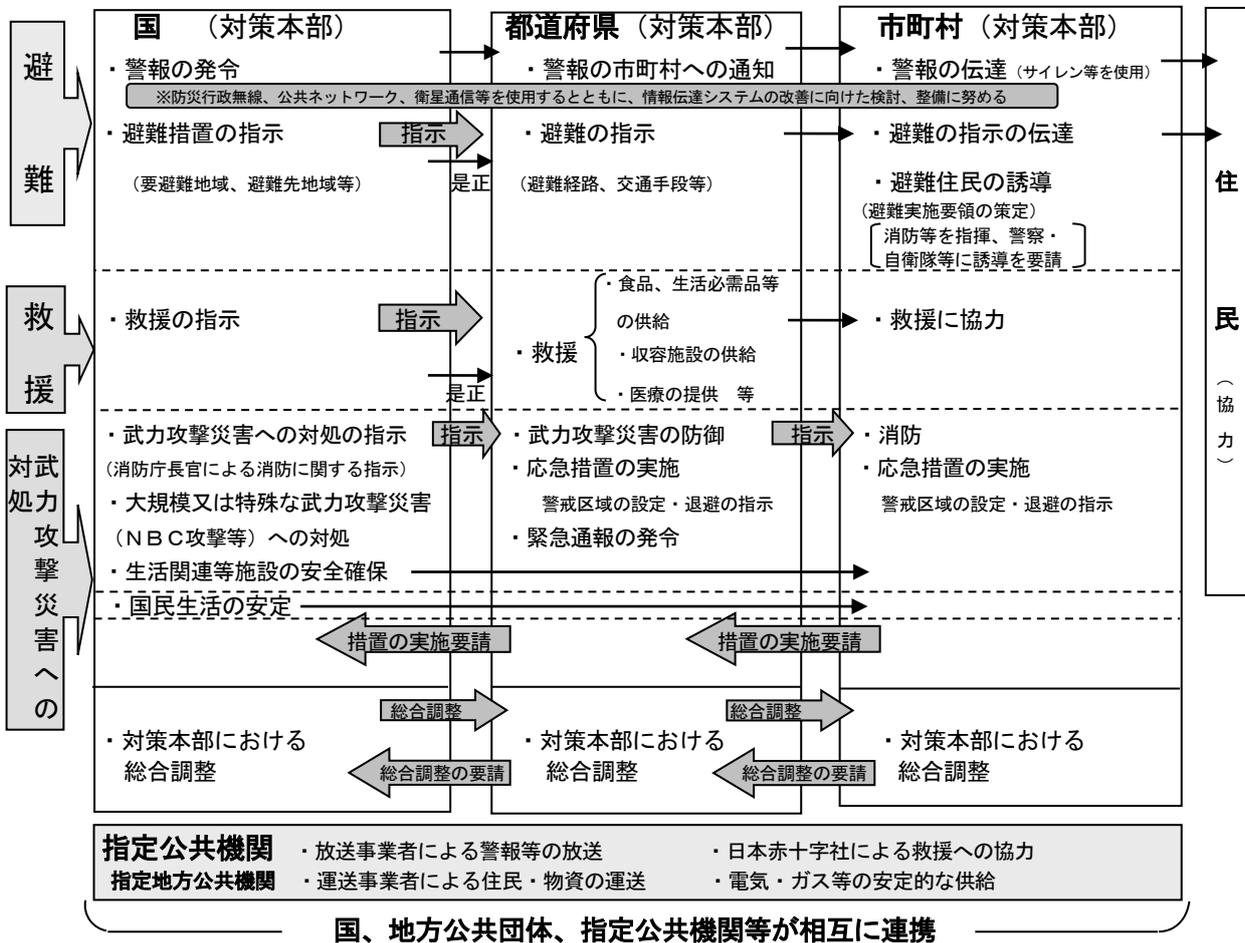
また、市は、国民保護措置の実施に関し、国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を順次提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱について定める。

1 国民保護措置の全体の仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



2 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、指定公共機関、指定地方公共機関等を含めた関係機関の連絡先電話番号等は、別途資料編に記載する。

【市の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【県の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を超える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の上会
横浜税関	輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局 千葉労働局	救援等に係る情報の収集及び提供 被災者の雇用対策
関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援 2 農業用ダム等の安全確保 3 NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染農産物の安全性確保 4 家畜保護に関する配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置の実施に当たり考慮する市の地理的、社会的特徴等と、それらを踏まえた留意事項について、以下のとおりとする。

1 市の地理的特徴

(1) 位置及び面積

本市は、都心から70km圏、千葉市より30km圏にあり、千葉県のほぼ中央に位置し、東は白子町、長生村に、南は睦沢町、長南町に、西は長柄町、市原市に、北は千葉市、大網白里市に接しており、面積は、99.92km²である。

区分	方位	緯度・経度	地点
位置	東端	東経 140° 23'	清水
	西端	東経 140° 15'	国府関
	南端	北緯 35° 30'	三ヶ谷
	北端	北緯 35° 22'	高田
ひろがり		東西	11.7 km
		南北	13.1 km
面積		99.92km ²	

(2) 地形

地形の特徴としては、ほぼ長方形で標高は南東部の低地でおおよそ海拔8～9m、市街地で11m前後であり、西部の大部分が20～100m（最高点117.7m）前後で、西高東低となっている。また西部の台地は樹枝状に浸食谷が入り込んでおり、純然たる山地は少なくなっている。

市内を流れる河川としては、一宮川及び一宮川の支流の豊田川、阿久川、鶴枝川、また、南白亀川及び南白亀川の支流である赤目川があり、これらは西部の台地を源とし、九十九里海岸に向かって貫流している。

※ 地形図は、別途資料編に記載する。

(3) 気候

本市の気候は、年間平均気温は16℃前後、年間降水量は約1,700mm前後で比較的温暖な気候と言える。冬場でも気温が0℃を下回る事は少ない。

風向は、春に南南西、夏に南東、秋から冬にかけては北西の風が多い。

また、梅雨期と台風期における、前線また低気圧による雨で水害を受けた経験から、水害に対する注意が必要である。

※ 月別平均気温、月別平均降雨量のグラフは、別途資料編に記載する。

2 市の社会的特徴

(1) 人口分布

人口は、市の中央部にあるJR外房線茂原駅を中心に、南側に千代田町、茂原、八千代、早野、下永吉、中の島町の、西側に高師町、高師台、鷺巣、緑町の、北側に町保、高師、萩原町、東郷の、東側に早野新田、東茂原、東部台の人口集中地区が広がっている。

なお、人口は平成15年以降減少傾向にある。

※ 字別人口、年齢構成表、人口集中図は、別途資料編に記載する。

(2) 道路

本市の道路骨格は、国道128号、主要地方道茂原大多喜線が南北軸となっており、国道409号（房総横断道路）、主要地方道五井本納線、主要地方道茂原白子線、主要地方道千葉茂原線、主要地方道茂原長生線、主要地方道市原茂原線が東西軸となっている。高規格幹線道路としては、市の西部を南北に縦貫する首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が完成し、南部を東西に横断する茂原・一宮道路（長生グリーンライン）が現在整備中となっている。

※ 道路網図は、別途資料編に記載する。

(3) 鉄道

鉄道は、市内を走るJR外房線があり、市内に3つの駅（茂原駅、新茂原駅、本納駅）がある。

※ 鉄道網図は、別途資料編に記載する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、市は、緊急事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分類	類型	事態例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊 原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破 政治経済活動の中核（市役所、交通施設、トンネル、通信施設等）
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備【法第41条】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織、体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部・課における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none">市国民保護協議会の運営に関する事市国民保護計画の見直しに関する事避難施設に関する事備蓄物資及び資材等に関する事非常通信体制の整備に関する事国民保護に係る研修及び訓練に関する事特殊標章等の交付体制に関する事国民保護に関する各部局間の調整に関する事情報収集、提供体制及び通信体制の整備に関する事警報の通知及び緊急通報に関する事その他各部局に属しない武力攻撃災害対応体制整備に関する事
企画財政部	<ul style="list-style-type: none">武力攻撃災害時に係る財政措置に関する事安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事県及び周辺市町村との連絡・調整に関する事その他企画財政部内に関する武力攻撃災害対応体制整備に関する事
市民部	<ul style="list-style-type: none">炊き出しその他救援に関する事医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事その他市民部内に関する武力攻撃災害対応体制整備に関する事

福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 救援物資に関すること ・ その他福祉部内に関する武力攻撃災害対応体制整備に関すること
経済環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工農業施設等の災害対応体制の整備に関すること ・ 廃棄物処理に関すること ・ その他経済環境部内に関する武力攻撃災害対応体制整備に関すること
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁の保全に関すること ・ 河川に関すること ・ 公園施設に関すること ・ 下水道施設に関すること ・ 水防に関すること ・ 市営住宅に関すること ・ その他都市建設部内に関する武力攻撃災害対応体制整備に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること ・ 総務部の応援に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会関係者に対する連絡調整に関すること
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部の応援に関すること
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部の応援に関すること
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済環境部の応援に関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校及び教育施設に関すること ・ 児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・ 文化財の保護に関すること ・ 学用品の確保、調達に関すること ・ その他教育部内に関する武力攻撃災害対応体制整備に関すること
支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部その他関係機関との連絡調整に関すること ・ 本部の応援に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等の対処に必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、長生郡市広域市町村圏組合消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。

また、夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡）に限定して消防本部に事務を委ねる。

その際、市においては、初動の連絡を受領次第、速やかに体制をとることとし、担当職員が登庁後は、市が消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、消防本部は、特に市長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、市と消防本部との連携を密にし、市の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全庁での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全庁での対応が必要な場合（武力攻撃災害等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全庁での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全庁での対応が必要な場合（武力攻撃災害等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

- ・国民保護等連絡室は、総務部長が設置し、速やかに市長に報告する。
- ・国民保護等緊急対策本部は、市長が設置する。
- ・市国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知に基づき、市長が設置する。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①国民保護等連絡室体制	国民保護担当課職員が参集
②国民保護等緊急対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、市対策本部員の代替職員については、各部内であらかじめ順位を定めておくものとする。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】

- ア 市対策本部長（市長）
- 第1位 副市長
 - 第2位 教育長
 - 第3位 総務部長
 - 第4位 企画財政部長
 - 第5位 市民部長
 - 第6位 福祉部長
 - 第7位 経済環境部長
 - 第8位 都市建設部長

- イ 市対策副本部長（副市長）
- 第1位 教育長
 - 第2位 総務部長
 - 第3位 企画財政部長

- 第4位 市民部長
- 第5位 福祉部長
- 第6位 経済環境部長
- 第7位 都市建設部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)の表の①～③の体制ごとに、参集した職員が行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるように、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制の把握

市は、消防本部、消防署における初動体制を確認するとともに、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済【法第6条】

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当部署が処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなど、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左の内容
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備【法第3条第4項】

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるように、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保【法第35条第3・8項】

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設ける等、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合、市国民保護協議会の部会の活用等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるように、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議【法第35条第5・8項】

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 茂原警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるように、茂原警察署と必要な連携を図る。

3 近接市町村等との連携

(1) 近接市町村等との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村等相互間の連携を図る。

(2) 消防機関との連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるように、緊密な連携を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくとともに、指定公共機関等との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関の他に、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるように、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援【法第4条第3項】

市は、自主防災組織や自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるように、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策を推進するため、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用等を目的とした、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮する。

※注 非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の援用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行うものとする。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運営体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系統による伝送路の複数化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	被災現場の状況をヘリコプターテレビ伝送システム（※）及び高所監視カメラにより収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送システムを活用する。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

※注 ヘリコプターテレビ伝送システム：ヘリコプターに搭載したTVカメラで地上の災害現場の状況などを撮影し、地上に伝送するシステム

運 用 面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 市における通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線（同報系）（*）（以下「防災行政無線」という。）の的確な整備・運用に努めるとともに、防災行政無線のデジタル方式化の推進に努めるなど、県に準じた通信体制の整備等通信の確保に努める。

*注 防災行政無線（同報系）：市町村役場と屋外拡声器や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システム

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるように、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

また、警報を通知すべき「その他の機関」を資料編に記載する。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備するとともに、伝達等に必要となる防災行政無線について、デジタル方式化の推進や可聴範囲の拡大に努める。

(3) 茂原警察署との連携【法第47条第3項】

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、茂原警察署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

【法第94条第1項】

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

なお、安否情報に関しては個人情報保護法及び茂原市個人情報保護条例の規定に基づき、その取り扱いに留意する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することのできるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び茂原市個人情報保護条例の規定に基づき、その取り扱いに留意する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
茂 原 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター及び県消防学校等、国・県等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防の職員や学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

【法第42条第1項】

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関等と共同し、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、茂原警察署、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行う。

また、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。【法第42条第3項】
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、茂原警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備し、資料編に掲載する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
（字別人口・世帯数構成、人口集中地区）
- 市域内の道路網のリスト
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース）
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（消防機関の装備資機材のリスト）
- 医療機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換及び訓練等を行い、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難を円滑に行うため、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係対策部を中心とした迅速な職員等の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるように、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、茂原警察署、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、要配慮者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(2) 県との調整【法第76条第1・2項】

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整

しておく。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当市域の輸送に係る運送事業者の輸送力に関する情報を共有する。

【輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

(2) 輸送関係施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当市域の道路、鉄道等の輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送施設に関する情報】

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

(3) 輸送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する当市域に係る輸送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報をデータベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

参考：千葉県国民保護計画における避難施設の指定上の留意事項

- (1) 避難所として学校、公民館、体育館等の屋内施設を指定する。また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、広場、駐車場等の屋外施設を指定するよう配慮する。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- (3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避

難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

- (6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、茂原警察署との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備 【法第142条】

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係【法第146条】

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材【法第145条】

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携【法第147条】

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるように、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 平素からの住民自らの備蓄について

多数の住民が長期間にわたり避難する場合等、県及び市が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、県及び市は、住民が平素から自ら備蓄するよう啓発する。

2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備、点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会及び文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、市は、日本赤十字社千葉県支部、都道府県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置【法第41条】

多数の死傷者の発生や建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合は、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や、何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるように、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 初動時情報連絡体制

市は、消防機関からの連絡その他の情報により、市の各部局等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、市長、副市長、教育長及び総務部長に報告するとともに、他の関係部局に連絡し、必要に応じ県の関係部局等に連絡する。

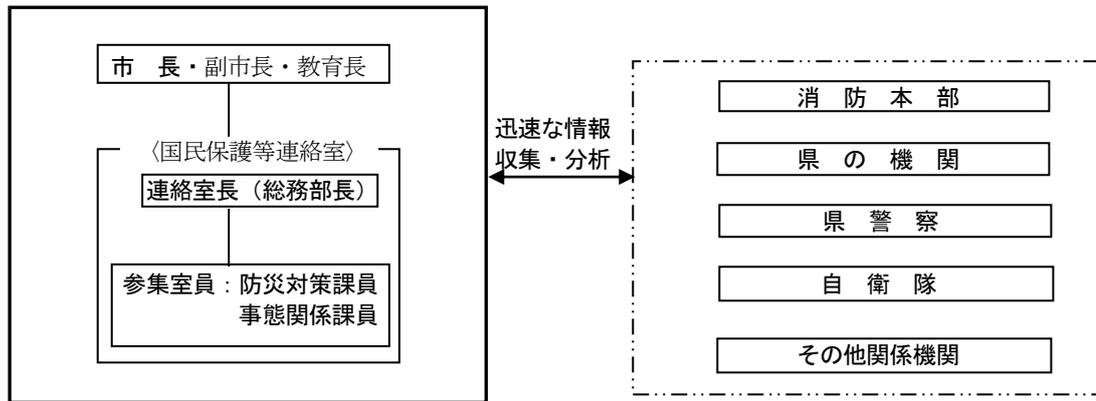
また、市の関係部局は、第一報に続き、被害の概要、経過、措置等に関する続報についても、市長、副市長、教育長及び総務部長へ迅速に報告する。

2 国民保護等連絡室の設置

(1) 総務部長は、国における武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案に関する情報を把握した場合において、速やかに県及び茂原警察署に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「国民保護等連絡室」を設置し、市長、副市長及び教育長に報告する。

「国民保護等連絡室」は、総務部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少数の要員で構成する。

【市国民保護等連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡、その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。
消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(2) 「国民保護等連絡室」は、消防機関及び関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護等連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

3 初動措置の確保 【法第29条第11項】

市は、「国民保護等連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるように、緊密な連携を図る。

さらに、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行う。

4 関係機関への支援の要請 【法第17条第1項】

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

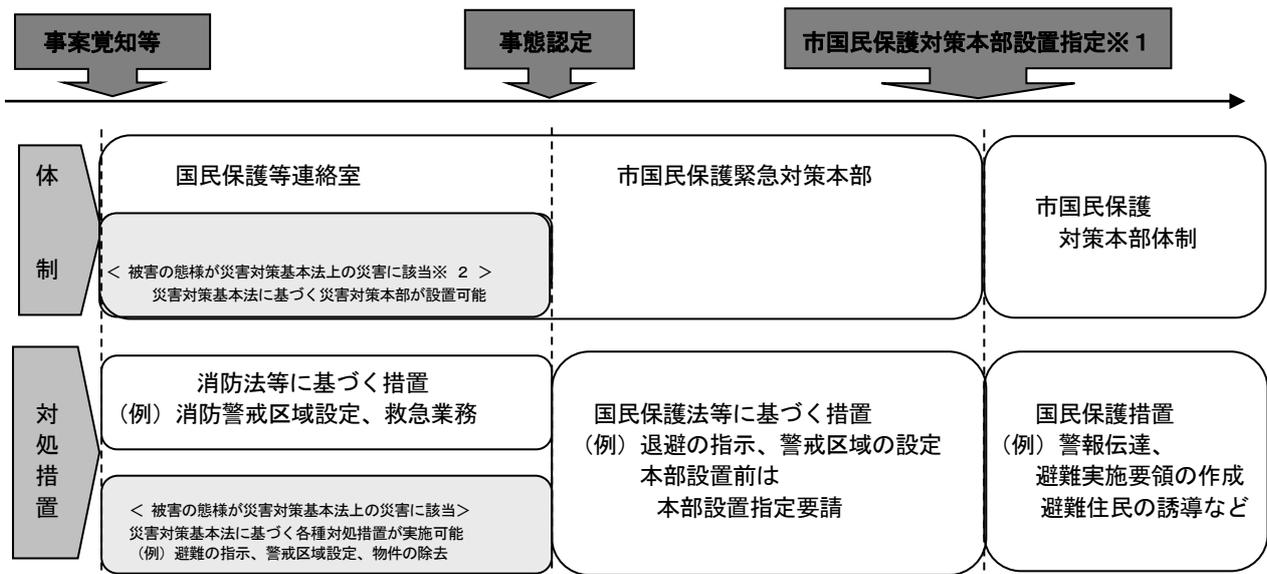
5 国民保護等緊急対策本部の設置

(1) 市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態の疑いがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

(2) 緊急対策本部の組織及び事務局編成は、次章「市国民保護対策本部の設置等」に関する定めを準用する。

6 市国民保護対策本部へ移行する場合の調整

国民保護等連絡室または国民保護等緊急対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行する。



※ 1 事態認定と市国民保護対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で指定が行われる場合は、タイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

【法第27条第1項、第28条第1・6項、第41条】

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」と言う。）を迅速に設置するため、その設置手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員及び市対策本部事務局職員の参集

市対策本部事務局は、市対策本部員、市対策本部事務局職員に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市庁舎3階庁議室に市対策本部を開設するとともに、市庁舎5階会議室に市対策本部事務局を設置し、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。

また、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段の状態を確認しておく。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定するものとする。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

【代替施設の指定】

- | |
|----------------|
| 〔第1位〕 市民室 |
| 〔第2位〕 中央公民館 |
| 〔第3位〕 市民会館 |
| 〔第4位〕 市民体育館 |
| 〔第5位〕 総合市民センター |

また、市域を超える避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

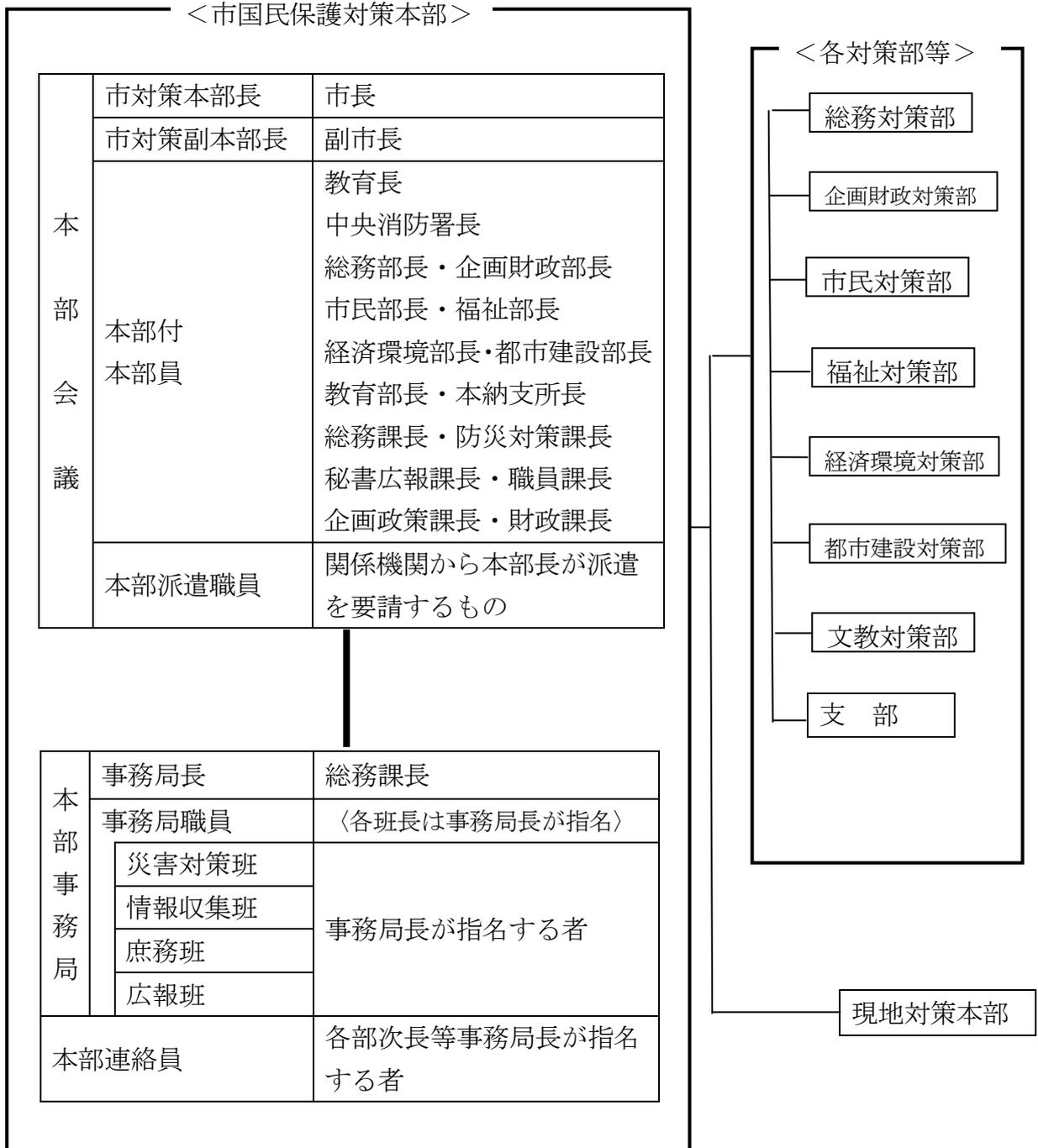
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等【法第26条第2項】

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部の組織構成図】



【本部事務局に設ける班とその事務分掌】

班 名	事 務 分 掌
災害対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部の設置に関する事 ・事務局各班の総括指揮に関する事 ・国民保護対策の検討に関する事 ・事務局各班の調整に関する事 ・県との連絡調整に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・他の機関の出動要請に関する事 ・市国民保護対策本部会議の運営に関する事 ・現地対策本部の設置に関する事 ・他の班に属しない事
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達に関する事 ・情報の記録統計に関する事（被害状況取りまとめ資料作成を含む） ・各部の被害状況、対応状況の把握及びその報告に関する事 ・被害状況資料の関係機関への伝達に関する事 ・対策本部における決定事項等の各部への伝達、調整に関する事 ・国民保護対策本部員会議資料の作成、会議の記録に関する事 ・国民保護対策本部の活動記録に関する事 ・国等への報告に関する事 ・防災行政無線の運用に関する事 ・千葉県総合防災情報システムの運用に関する事
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局員の参集状況、安否の確認に関する事 ・食料及び仮眠場所の確保、その他物品の準備に関する事 ・本部事務局員の健康管理及び交代要員の手配等に関する事 ・視察、議会等の対応に関する事 ・応援派遣要請及び受入体制の整備に関する事（ボランティアを含む） ・緊急物資の確保に関する事 ・緊急輸送ネットワークの構築に関する事
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内放送に関する事 ・記者発表資料の作成に関する事 ・記者発表、取材対応に関する事 ・現地における被害状況の把握に関する事

【市対策本部各部等の主な業務】

部 名	主 な 業 務
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員及び派遣に関する事 ・ 市国民保護措置関係の予算に関する事 ・ 庁舎、公有財産の管理に関する事 ・ 特殊標章等に関する事 ・ 報道機関に関する事 ・ 国民保護措置に関する各部間の調整に関する事 ・ 武力攻撃災害に係る会計事務に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
企画財政 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税の減免に関する事 ・ 国民保護措置に係る財政措置に関する事 ・ 在日外国人被災者対策に関する事 ・ 復興計画全般に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
市民対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急食料の供給及び確保に関する事 ・ 埋葬及び火葬に関する事 ・ 医療救護体制に関する事 ・ 医療関係機関との連絡調整に関する事 ・ 保健衛生に関する事 ・ 飲料水、食品の衛生に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の要請、受付に関する事 ・ 義援品の受付、配分に関する事 ・ 市関係各種福祉施設に関する事 ・ 各種福祉施設の武力攻撃災害対策に関する事 ・ その他部内の業務に関する事
経済環境 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資運送手段の確保に関する事 ・ 観光施設及び観光客に関する事 ・ 農林業団体との連絡調整に関する事 ・ 農林業施設に関する事

経済環境 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の価格安定に関すること ・武力攻撃災害による廃棄物処理に関すること ・し尿処置に関すること ・防疫に関すること ・大気及び水質監視に関すること ・毒劇物に関すること ・動物の保護に関すること ・その他部内の業務に関すること
都市建設 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁に関すること ・河川、河川施設に関すること ・仮設道路等応急交通対策に関すること ・公園施設に関すること ・下水道施設に関すること ・市営住宅に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・鉄道、バスその他公共交通関係機関との連絡調整に関すること ・その他部内の業務に関すること
文教対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設の武力攻撃災害対策に関すること ・児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・文化財の保護に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・授業料の減免に関すること ・その他部内の業務に関すること
支 部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部その他関係機関との連絡調整に関すること ・支部内の連絡調整に関すること

(4) 市対策本部における広報等【法第8条】

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置【法第28条第8項】

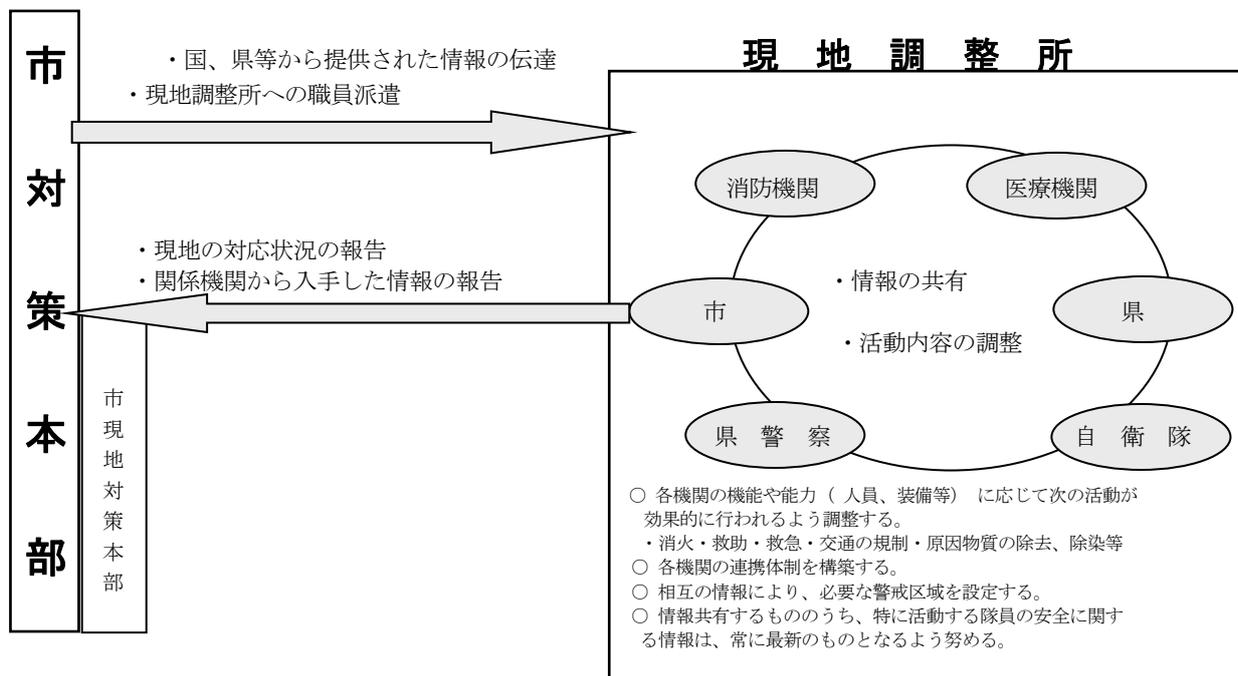
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部に、市現地対策本部長、市現地対策本部員その他の職員を置き、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置等

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動、救助・救急活動の実施、退避の指示及び警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行い、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる必要がある。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市域内の国民保護措置に関する総合調整【法第29条第5項】

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請【法第29条第6・7項】

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請する。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め【法第29条第8・9項】

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め【法第29条第8・9項】

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について、報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め【法第29条第10項】

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措

置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止【法第30条】

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携【法第3条第4項】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部、及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請【法第16条第4・5項】

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行う。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請【法第21条第3項】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等【法第20条第1・2項】

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市域を担当区域とする地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求【法第17条第1項】

① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求【法第18条第1項】

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託【法第19条】

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

【法第151条第1・2項、第152条1・2項】

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等【法第17条第1項】

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

【法第21条第2項、第153条】

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援【法第4条第3項】

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等【法第22条】

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 【法第22条、第115条1・2項、第123条第1・2項】

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであり、要請に当たっては、強制にならないよう配慮する。

- 避難住民の誘導（法第70条第1項）
- 避難住民等の救援（法第80条第1項）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条第1項）
- 保健衛生の確保（法第123条第1項）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等【法第47条第1項、第51条第2項】

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

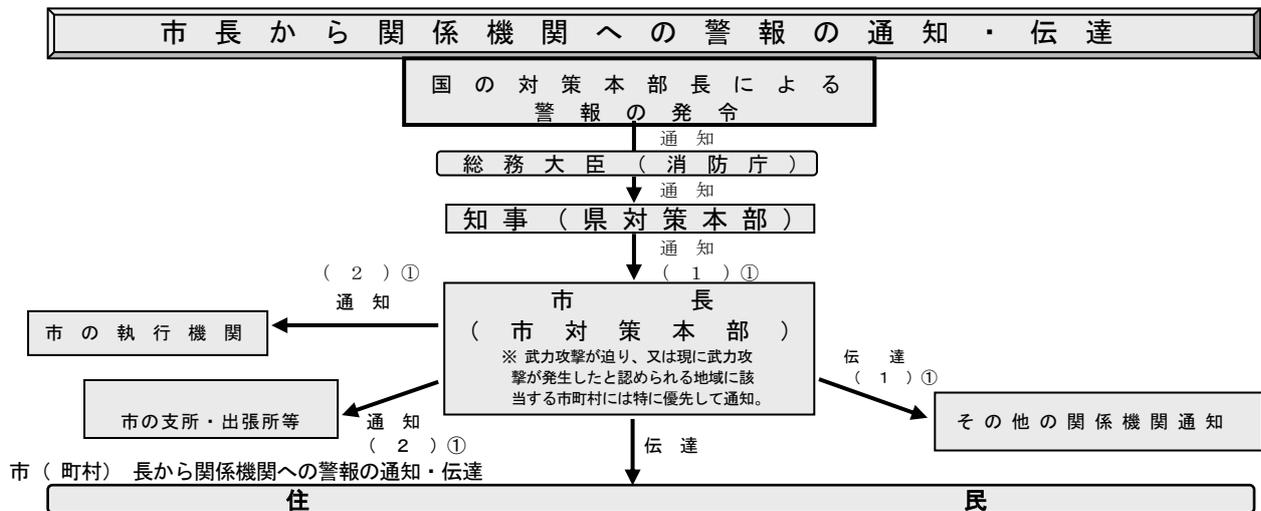
なお、その手段は下記のとおりとする。

- ・サイレン
- ・防災行政無線
- ・自治会、自主防災会、消防団を通じての伝達
- ・広報車
- ・ホームページ
- ・ファクシミリ

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.mobara.chiba.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、市に伝達させる。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として、以下の要領により情報を伝達する。この際、全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報を、ホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知させる。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 消防機関等及び茂原警察署との連携【法第3条第4項】

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるように体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、茂原警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が、迅速かつ的確に行われるように、茂原警察署と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者等への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係対策部との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知 【法第100条第2項】

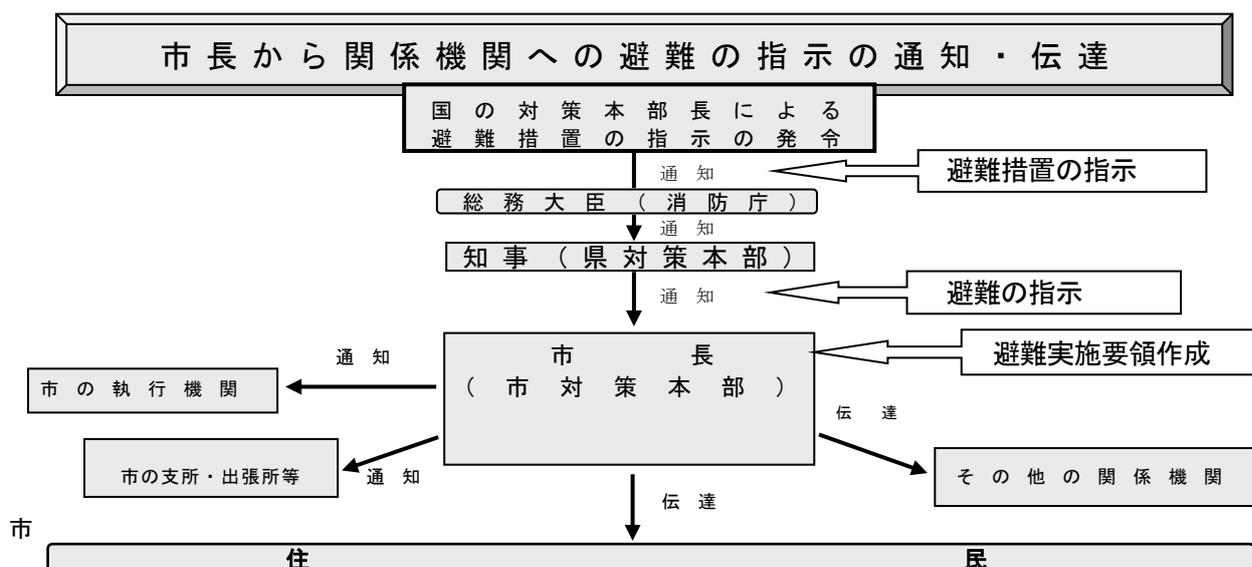
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達 【法第54条第4項】

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるように事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



2 避難実施要領の策定 【法第61条第1項】

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、茂原警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるように迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるように策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とする場合もある。

【避難実施要領への記入項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な住民の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や輸送の拠点となるような、一時集合場所等の所在地名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時間や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
 - ⑦ 市職員、消防職員及び消防団員（以下「消防職団員」という。）の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
 - ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
 - ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように残留者の確認方法を記載する。
 - ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるようにそれらの支援内容を記載する。
 - ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
 - ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
- (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
 - ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - ③ 避難住民の概数把握

- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による輸送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【参考 避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

千葉県 茂原市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるように、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける）。

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難させる。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部担当△山○男

T E L 0×-52××-××51（内線××××）

F A X 0×-52××-××52

・・・以下略・・・

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

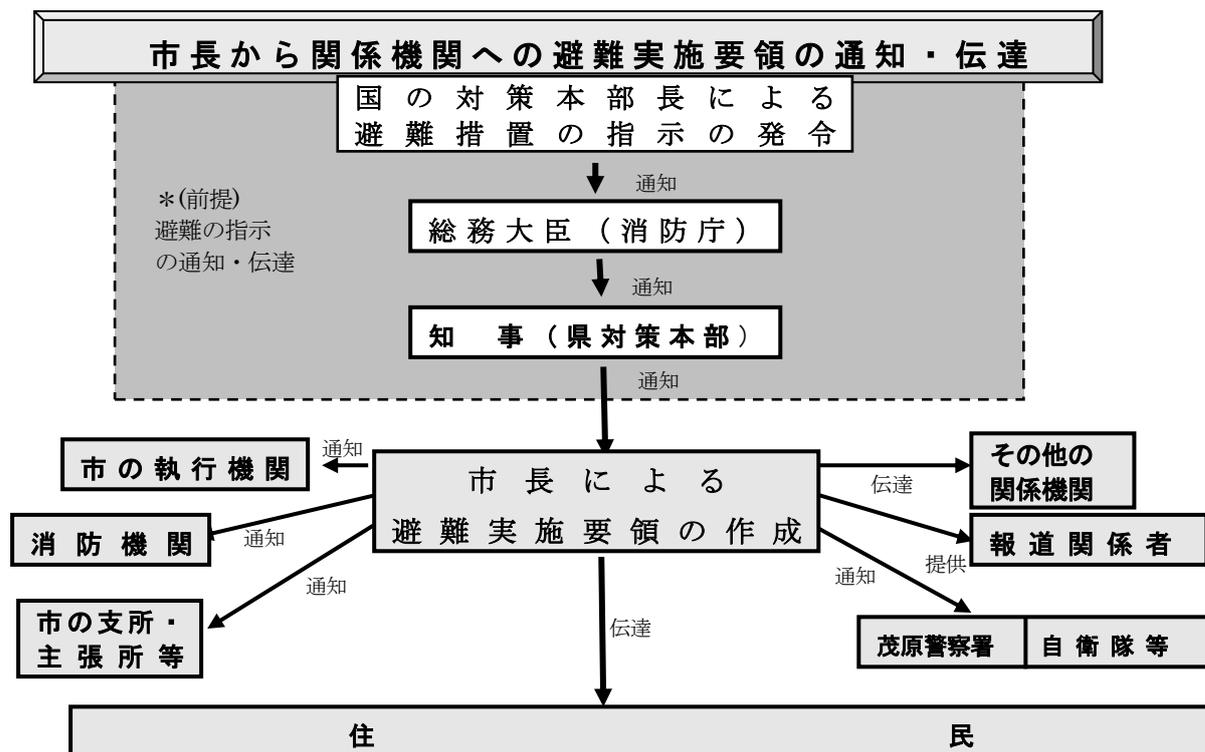
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の要求（同法第6条第4項等）に適切に対応できるように、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるように各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、長生郡市広域市町村圏組合消防長、茂原警察署長、自衛隊地方協力本部長並びにその他の關係機関に通知する。

さらに、市長は、報道關係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導【法第62条第1項】

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員を指揮するとともに、長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防団長と協力し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。さらに、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるように、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動【法第62条第4項】

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難支援を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

【消防事務を共同処理している場合】【法第3条第4項、第62条第5項】

消防事務を共同処理している市においては、当該消防機関は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、当該消防組合の管理者等に対し、当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携【法第63条第1項、第64条第2・3項】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、茂原警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に茂原警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の供給等の実施や情報の提供

【法第8条第1項、第62条第6項】

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品や飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もある。）

(7) 残留者等への対応【法第66条第1項】

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、茂原警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、茂原警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、茂原警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等【法第144条】

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の輸送の求め等【法第71条第1項、第72条】

市長は、避難住民の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置【法第69条第1・2項】

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難に当たって留意する事項

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

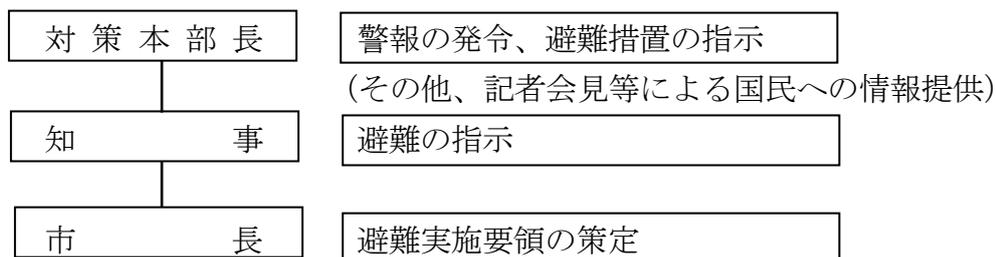
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本であり、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難する。この際、なるべく建物等の中央部に避難するとともに、化学剤弾頭等が着弾する場合に備え、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から遮断された状態にする。

また、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守り、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、下記の措置の流れを基本として県からの避難の指示等の内容を踏まえ避難実施要領を策定し、他の安全な地域への避難を行う。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬

時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

さらに、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、茂原警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた的確な措置を実施できるように、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」等の手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、茂原警察署、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特に、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(4) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設については、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について円滑に避難等が実施できるように日頃から準備しておく必要がある。

(5) NBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)の場合

NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難することが重要である。

また、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から遮断された状態にすることが必要である。

第5章 救援

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

1 救援の実施 【法第76条第1・2項】

(1) 救援の実施

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の供給又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の供給
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であるため、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるように、必要な研究・検討を進めていくものとする。

2 関係機関との連携 【法第3条第4項】

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるように、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社千葉県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社千葉県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め【法第79条第1・2項】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

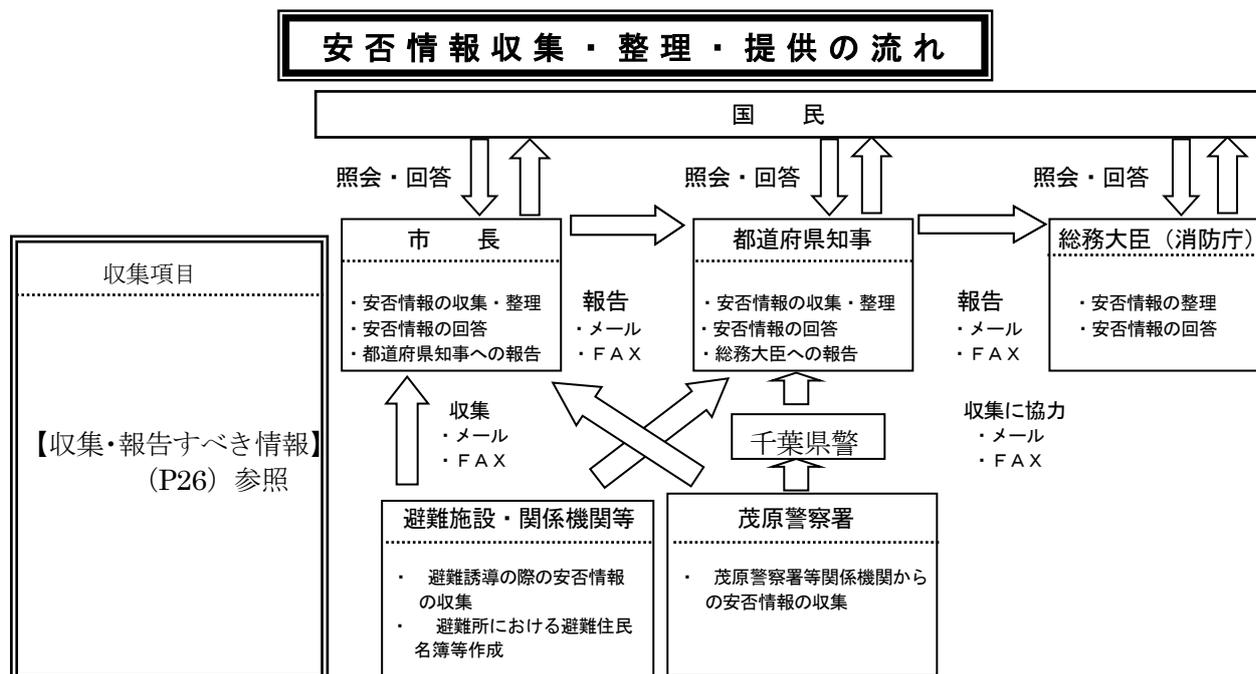
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集【法第94条第1項】

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、茂原警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告 【法第94条第1項】

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する【様式第4号 安否情報照会書(資料編に掲載)】に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答【法第95条第1項】

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、身分証明書で安否情報の照会を行う者の本人確認等を行い、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する【様式第5号 安否情報回答書（資料編に掲載）】により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を【様式第5号 安否情報回答書（資料編に掲載）】により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮【法第92条第2項】

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力【法第96条第2・3項】

市は、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処【法第97条第2項】

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請【法第97条第6項】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害の防除や軽減が困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保【法第22条】

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知【法第98条第3・4項】

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 【法第112条第1・2・3項】

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、住民に退避の指示を行う場合において、その場から避難場所へ退避するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋内への退避」を指示する。

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※ 【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※ 【屋内退避の指示について】

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等【法第112条第4項】

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対して、その内容を連絡する。
また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等【法第22条】

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて茂原警察署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定 【法第114条第1項】

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※ 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保【法第22条】

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置【法第111条第1項】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者、管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担【法第113条第1・2項】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去した時は、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるように、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、茂原警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるように必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害の防除や軽減を図る。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみで対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画や緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるように、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保【法第22条】

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、茂原警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、茂原警察署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるように、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援【法第102条第4項】

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保【法第102条第3・4項】

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、茂原警察署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令【法第103条第3項】

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、長生郡市広域市町村圏組合消防本部の管理者に対し、危険物質等の取扱者に武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるよう要請する。また、危険物質に係る武力攻撃災害が発生したときは、これを防除・軽減するための措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について長生郡市広域市町村圏組合消防本部の管理者が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第8項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告【法第103条第2・4項】

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、初動的な応急措置を以下のとおり定める。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携 【法第3条第4項】

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、茂原警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ、）現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、市は、茂原警察署等の関係機関と連携して、健康福祉センター（保健所）による消毒等の措置を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長及び長生郡市広域市町村圏組合消防長の権限 【法第108条第2項】

市長又は長生郡市広域市町村圏組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、茂原警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法第108条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は長生郡市広域市町村圏組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保 【法第22条】

市長又は長生郡市広域市町村圏組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集 【法第126条第1項】

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、茂原警察署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告 【法第127条第1項】

- (1) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、茂原市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、衛生状態の改善への配慮等を行うものとする。

また、県及び市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するものとする。

さらに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下によって引き起こされる感染症等の発生予防及びまん延防止のため、県等と連携し感染症予防のための啓発活動、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、飲料水及び食品の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して、保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、茂原市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 環境衛生対策（し尿処理）

ア 市が行う措置

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。

また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

イ 避難施設等への仮設（簡易）トイレの設置

市は、県の協力の下に、仮設（簡易）トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

ウ 広域的な支援協力

市は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合は、県に対して支援を要請する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理体制の対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 廃棄物処理業の許可を受けていない者に対する特例【法第124条第3項】

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 特例基準の指導【法第124条第4項】

市は、ア項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等において、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 【法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のため調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等 【法第162条第2項】

市は、武力攻撃災害による避災住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、地方税その他市の徴収金について、減免、徴収猶予その他の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自分で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等（災害援護資金、災害見舞金・弔慰金、被災者生活再建支援金等）を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

公共的施設の適切な管理【法第139条】

道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される特殊標章等

特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に定める特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に定める身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

【特殊標章】



オレンジ色地に青の正三角形

2 特殊標章等の交付及び管理 【法第158条第2項】

市長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き等に基づき、具体的な

交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

市長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

※ 通知等： 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」
 （「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」並びに「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）

特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及び使用に当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

表面

	この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type -----		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本産業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等【法第139条】

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請【法第140条】

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する道路等の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害からの復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧 【法第141条】

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁等に関し、手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法【法第168条】

市は、国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償【法第159条第1項】

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収容等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償【法第159条第2項】

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実費の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行例に定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償【法第160条第1項】

市は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 県又は他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁 【法第165条】

市は、国民保護措置等の実施において知事又は他の市町村長等の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした知事又は他の市町村に費用の一時立て替え支弁を求める。

第5編 緊急対処事態への対処

【法第172条第4項、第173条第3項、第175条、第178条第1・2・3項、第180条、第182条第2項、第183条】

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関や当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知・伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【参考】

茂原市国民保護計画用語集

あ行

■安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。

■安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報のこと。
(国民保護法第94条)

■eラーニング (e-Learning)

パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システムのこと。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能となる。

■受入地域

他道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。(国民保護法第58条)

■NBC攻撃 (エヌ・ビー・シー攻撃)

核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(Chemical weapons)を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

※例 核兵器(原子爆弾、水素爆弾など)

生物兵器(炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など)

化学兵器(サリン、マスタード、ホスゲン、シアン化物など)

■NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

■ LGWAN（エルジーワン）

総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)の略称。

地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

■ 応急の復旧

一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させること。(国民保護法第139条)

■ 応急公用負担

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。(国民保護法第113条)

か行

■ 化学剤

化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人が体に害を及ぼすもの。(サリン、VX等)

■ 化学防護服

化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身体を守る防護服のこと。バイザー・服地・手袋・長靴が一体型で、空気呼吸器を着けたままその上から着用して使用する。

■ 危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で、政令で定めるもの。(国民保護法第103条)

■ 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針のこと。(国民保護法第32条第1項)

■ 救援

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置のこと。(国民保護法第75条)

■救護班

医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所、避難所を回り医療を行う。

■緊急消防援助隊

大規模・特殊な災害発生時に、国が全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両、資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

■緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。(武力攻撃事態対処法第25条第1項)

■緊急対処事態対処方針

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針のこと。(武力攻撃事態対処法第25条第1項)

■緊急対処保護措置

緊急事態対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法の規定に基づいて実施する措置のこと。(国民保護法第172条)

■緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、住民の生命、身体又は財産に対する危険防止を防止するため都道府県知事が緊急に発令する通報のこと。(国民保護法第99条)

■緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材のこと。(国民保護法第79条)

■警戒区域

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域のこと。(国民保護法第114条第1項、第2項)

■警報

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報のこと。(国民保護法第44条)

■ゲリラ (Guerrilla スペイン語)

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員のこと。

■国際人道法

武力紛争(戦争)において、傷病者、難船者、捕虜、武器を持たない一般市民の人道的な取り扱いを定めた国際法のこと。国際法は、条約と慣習法から成り立っているが、「国際人道法」という名称の条約は存在せず、「1949年のジュネーヴ四条約」と「1977年の二つの追加議定書」を中心とした、様々な条約と慣習法の総称が「国際人道法」と呼ばれている。

■国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関をいう。

■国民保護業務計画

指定公共機関は、国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関は、都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画のこと。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるもの。(国民保護法第36条)

■国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画で、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになる。

■国民保護措置

国対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。(同号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法の規定に基づいて実施するものを含む。)(国民保護法第2条では「国民の保護のための措置」)

■国民保護対策本部

都道府県及び市町村が実施する都道府県及び市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行なう組織のこと。

■国民保護法

正式名称: 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)
平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響を最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

■国民保護法施行令

正式名称: 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
(平成16年政令第275号)

■国民保護等派遣

防衛大臣が、都道府県知事から国民保護法第15条1項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条2項の求めがあった場合に実施する国民保護措置のための自衛隊の派遣のこと。(自衛隊法第77条の4、国民保護法第20条)

さ行

■災害拠点病院

通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院のこと。

■災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確保するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律のこと。(昭和36年法律第223号)

■(財)日本中毒情報センター

化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備並びに問い合わせに対する情報提供等を行い、我が国の医療の向上を図ることを目的にした機関のこと。日本救急医学会が中心となり、1986年に厚生大臣の設立許可を得て設立された。

■自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

(災害対策基本法第5条第2項、国民保護法第4条)

■事態対処法

正式名称: 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)

■指定行政機関

政令で定める次の機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防省、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号)

■指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。

(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条6号)

■指定地方行政機関

指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。

(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第2項)

■指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(国民保護法第2条第2項)

■収容施設

公民館、体育館、応急仮設住宅など避難住民等の救援のために供与される施設のこと。

(国民保護法第75条)

■ジュネーヴ諸条約

1949年のジュネーヴ諸条約のこと。

戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・陸上の傷病兵の保護に関する(第1条約)
- ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する(第2条約)
- ・捕虜の待遇に関する(第3条約)
- ・文民の保護に関する(第4条約)
- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書)
- ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書)

■除染

人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。

■生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連ある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のこと。(国民保護法第102条)

■赤十字標章

第1ジュネーヴ条約や第一追加議定書に規定されている、医療組織などを保護するために、識別できるようにしている標章のこと。多くの国では、白地に赤い十字(「赤十字社」)や白地に赤い三日月(「赤新月社」)が識別マークとして使用されている。

■全国瞬時警報システム(J-ALERT)

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステムのこと。

■存立危機事態

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態のこと。

■ダーティボム (Dirty Bomb)

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと。核兵器に比べて小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

■対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針のこと。
(武力攻撃事態対処法第9条)

■対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のこと。(武力攻撃事態対処法第2条第7号)

■弾道ミサイル

主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのこと。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

■特殊標章

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置にかかる職務、業務又は協力(以下「職務等」)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらはジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。(国民保護法第158条)

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

■特定公共施設等

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に規定される港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。

■トリアージ (Triage フランス語)

発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

■非常通信協議会

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運営を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている協議会のこと。
(電波法第74条の2)

■避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難することに特に支援を要する者をいう。

■避難先地域

住民の避難先となる地域のこと(避難経路となる地域を含む。)(国民保護法第52条)

■避難施設

住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、政令で定める基準を満たす施設のこと。
(国民保護法第148条)

■避難実施要領

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの。(国民保護法第61条)

■武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的・計画的な武力による攻撃のこと。(事態対処法第2条)

■武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、焼失、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。(国民保護法第2条)

■武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態のこと。(事態対処法第2条)

■武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。(事態対処法第1条)

■武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態のこと。
(事態対処法第2条)

■武力攻撃事態対処法

正式名称:武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)

平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。

や行

■要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。

■要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。(国民保護法第52条)

ら行

■ライフライン (Lifeline)

上下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設のこと。

茂原市国民保護計画

資 料 編

《1》 条例、要綱等

〈協議会関係〉

1. 茂原市国民保護協議会条例 <資料1-1>・・・114
2. 茂原市国民保護協議会運営要綱 <資料1-2>・・・115
3. 茂原市国民保護協議会幹事会運営要綱 <資料1-3>・・・116

〈対策本部関係〉

茂原市国民保護対策本部及び茂原市緊急対処事態対策本部条例

<資料1-4>・・・117

〈省令、告示等〉

1. 武力攻撃事態における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令 <資料1-5>・・・119
2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 <資料1-6>・・・127
3. 火災・災害等即報要領 <資料1-7>・・・135
4. 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン <資料1-8>・・・154

《2》 関係機関及び連絡先一覧表

1. 指定地方行政機関（自衛隊含む） <資料2-1>・・・167
2. 千葉県（県警察含む） <資料2-2>・・・167
3. 市町村 <資料2-3>・・・168
4. 消防本部、消防署等 <資料2-4>・・・168
5. 指定公共機関 <資料2-5>・・・169
6. 指定地方公共機関 <資料2-6>・・・170
7. 水道部、その他関係機関 <資料2-7>・・・170

《3》 避難・救援関係

〈基本情報〉

1. 地形図 <資料3-1>・・・171
2. 月別平均気温、降水量 <資料3-2>・・・172
3. 字別人口・世帯数構成 <資料3-3>・・・173
4. 年齢別人口構成 <資料3-4>・・・174
5. 人口集中地区 <資料3-5>・・・175
6. 道路網図 <資料3-6>・・・176
7. 鉄道網図 <資料3-7>・・・177

〈避難救援〉

避難施設の指定状況

<資料3-8>・・・178

〈備蓄物資〉

1. 市備蓄物資（防災対策課で備蓄している物資） <資料3-9>・・・179
2. 関係機関との協定一覧 <資料3-10>・・・180

《1》 条例、要綱等

〈協議会関係〉

<資料1-1>

1. 茂原市国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、茂原市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 茂原市国民保護協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茂原市国民保護協議会条例（平成18年茂原市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、茂原市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条の規定により会長の職務を代理する委員は、茂原市副市長の職にある委員とする。

(委員)

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により、協議会に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届出し、代理人を出席させることができる。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、次の各号の一に該当するときは、協議会で処理すべき事項を処分することができる。

- (1) 会長において、協議会を招集する暇がないと認めたとき。
- (2) 軽易な事項で、すみやかに措置を要するとき。
- 2 一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。
- 3 会長は、全各号の規定による処分については、次の協議会にその旨を報告しなければならない。

(部会)

第5条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知し、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。
- 3 部会に運営に関して必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、茂原市総務部総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、茂原市総務部防災対策課に置く。

附 則

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

3. 茂原市国民保護協議会幹事会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茂原市国民保護協議会運営要綱（平成18年3月28日施行）第6条第3項の規定により、茂原市国民保護協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事会は、茂原市国民保護協議会条例（平成18年条例第1号）第5条に規定する幹事及び会長が必要と認めた有識者を持って組織する。

- 2 会長は、会務を総理し幹事会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 幹事会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事の権限の委任)

第4条 幹事が幹事会に出席できないときは、当該幹事と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ当該幹事が指名する者にその権限を委任することができる。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、茂原市総務部防災対策課に置く。

附 則

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

〈対策本部関係〉

＜資料 1－4＞

1. 茂原市国民保護対策本部及び茂原市緊急対処事態対策本部条例

（目的）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、茂原市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び茂原市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、各本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈省令、告示等〉

＜資料1－5＞

1. 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成17年総務省令第44号)

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険

の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するみに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

（注この条は、平成19年4月1日からの施行となる。）

附則（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附則（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	〒
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入してください。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死者住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	〒
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入してください。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」、又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 武力攻撃等により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」、と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
茂 原 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況 時分

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

厚生労働省告示第三百四十三号（平成十六年九月十七日）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を

- 受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百二十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- (1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十九万七千円以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百二十円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十九万七千円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百四十円以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品

- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千五百円	二万三千八百円	三万五千百円	四万二千円	五万三千二百円	七千八百円
冬季	三万六千円	三万九千七百円	五万五千二百円	六万四千五百円	八万二千円	一万二千二百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万千三百円以内、小人十六万八千九百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十八万四千元以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童一人当たり四千四百円

(2) 中学校生徒一人当たり四千七百元

(3) 高等学校等生徒一人当たり五千円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内と

すること。

- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千三百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万五千四百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
- イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

3. 火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び（5）において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

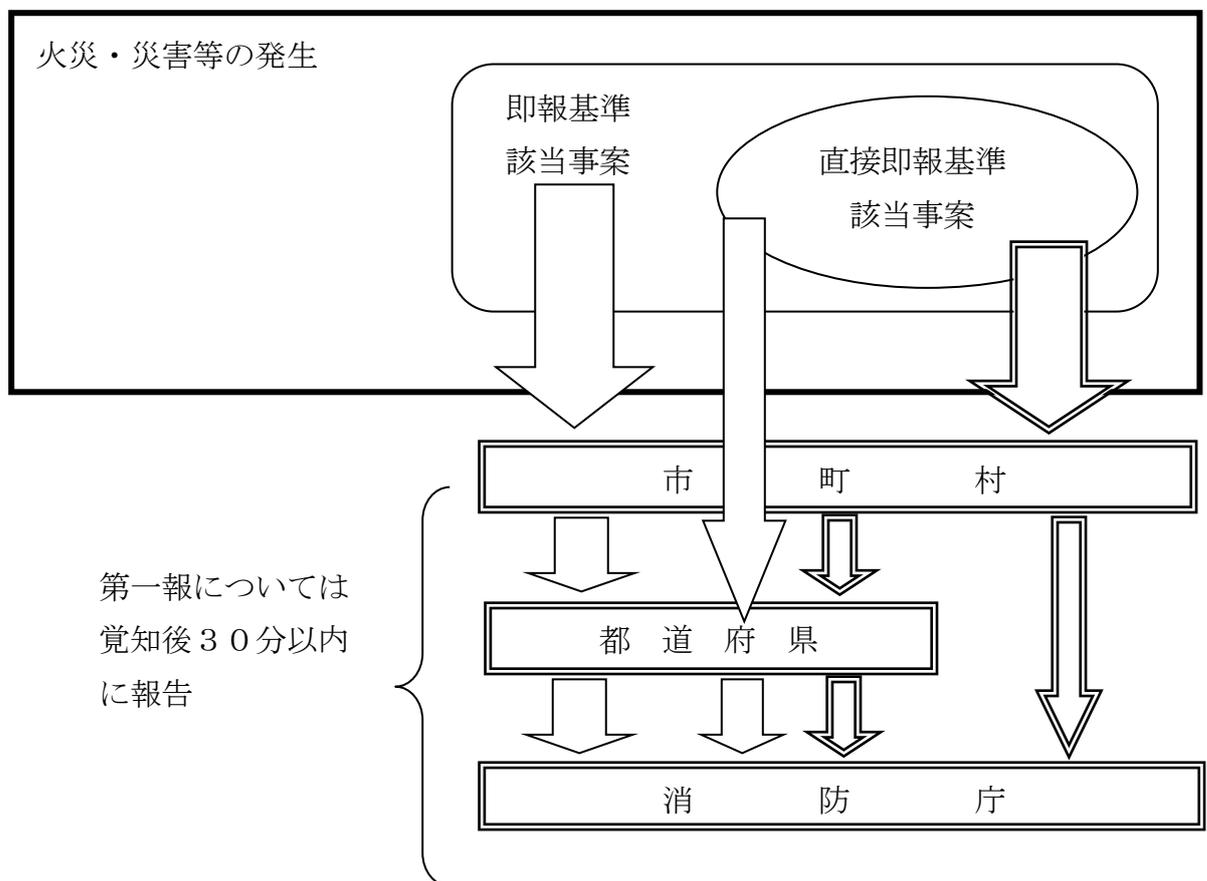
(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防

庁に報告を行うものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、

都道府県に報告するものとする。

- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（(1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認めら

れるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等または緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア 発見及び通報の状況

イ 延焼拡大の理由

ア) 消防事情 イ) 都市構成 ウ) 気象条件 エ) その他

ウ 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ リ災者の避難保護の状況

オ 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3) 林野火災

ア 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

イ 林野の植生

ウ 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

4) 交通機関の火災

ア 車両、船舶、航空機等の概要

イ 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害の場合

ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況

- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)				
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽症	人				
建物の概要	構造		建築面積				
	階層		延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼	棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼	棟			林野焼損面積	a
		ぼや	棟				
り災世帯数				気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他			人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式(特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部 (署)		台	人
			消 防 団		台	人
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
		そ の 他		人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名			そ	田	流 失 ・ 埋 没	ha	
	第 報					冠 水	ha	
報 告 者 名	(月 日 時現在)			畑		流 失 ・ 埋 没	ha	
						冠 水	ha	
文 教 施 設		箇 所						
病 院		箇 所						
道 路		箇 所						
橋 り よ う		箇 所						
河 川		箇 所						
港 湾		箇 所						
砂 防		箇 所						
清 掃 施 設		箇 所						
崖 く ず れ		箇 所						
鉄 道 不 通		箇 所						
被 害 船 舶		隻						
水 道		戸						
電 話		回 線						
電 気		戸						
ガ ス		戸						
ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所						
住 全 壊		棟		の		り 災 世 帯 数		世 帯
		世 帯						
		人						
住 半 壊		棟		他		り 災 者 数		人
		世 帯						
		人						
被 一 部 破 損		棟						
		世 帯						
		人						
被 床 上 浸 水		棟						
		世 帯						
		人						
害 床 下 浸 水		棟						
		世 帯						
		人						
非 住 家	公 共 建 物		棟			火 災 発 生	建 物	件
	そ の 他		棟			危 険 物	件	
						そ の 他	件	

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道府県							
公立文教施設	千円							市 町 村			
農林水産業施設	千円										
公共土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害市町村数	団体										
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 適 害用 市 救町 村 助名 法								
	林 業 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円									
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
			計	団体							
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人						
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人						
備 考	災害発生場所										
	災害発生年月日										
災害の種類概況											
応急対策の状況											
・ 119 番通報件数											
・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況											
・ 避難の勧告・指示の状況											
・ 避難所の設置状況											
・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況											
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況											
・ 災害ボランティアの活動状況											

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で例えば10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

4. 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

(平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、指定都市。（2）(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0、M-100、Y-100、K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。

- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
 - ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。
- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療

のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1

項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

- (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
- (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。

(ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オ

レンジ色とすること。

(イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。

(ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。

・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：

C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。

・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。

・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。

(ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。

(オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。

（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字
標章等に係る
特 殊
交 付
申請書
使用許可

年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh因子 _____)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____	
(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____	

[様式3]

表面

+	(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)	+
身分証明書 IDENTITY CARD		
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の		
PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
.....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本産業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式4]

表面

▲	(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)	▲
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
.....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本産業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

《2》関係機関及び連絡先一覧表

<資料2-1>

1. 指定地方行政機関（自衛隊含む） 総務

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室 総括チーム	千葉市中央区 本千葉町10-18	TEL 043-224-5611 FAX 043(227)7135	県防災無線電話 TEL 656-721, 723 FAX 656-722
銚子地方気象台	技術課	銚子市 川口町2-6431	TEL 0479-22-0074 FAX 0479-23-4460	県防災無線電話 (技術課) TEL 178-721, 723 FAX 178-722, 724
陸上自衛隊 下志津駐屯地 (高射学校)	企画室	千葉市若葉区 若松町902	TEL 043-422-0221 (内 313) FAX 043-422-0221 (内 500)	県防災無線電話 TEL 500-9631 FAX 500-9632

<資料2-2>

2. 千葉県（県警察含む）

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
千葉県防災危機 管理部危機管理 課	危機管理室	千葉市中央区 市場町1-1	TEL 043-223-2168 FAX 043-222-1127	県防災無線電話 TEL500-7403~7405 FAX500-7100
	(勤務時間外) 情報通信管理室	千葉市中央区 市場町1-1	TEL 043-223-2178、2571 FAX 043-222-5219	県防災無線電話 TEL500-7223~7226 FAX500-7110
長生地域振興事 務所	地域振興課	茂原市 茂原1102-1	TEL 22-1711 FAX 24-0459	県防災無線電話 TEL507-721, 723 FAX507-722
長生健康福祉セ ンター	総務企画課	茂原市 茂原1102-1	TEL 22-5167 FAX 24-3419	県防災無線電話 TEL507-741, 743 FAX507-742
長生土木事務所	調整課	茂原市 茂原1102-1	TEL 26-3702 FAX 25-3343	県防災無線電話 TEL507-730, 731 FAX507-732
千葉県警察本部	警備課	千葉市中央区 長洲1-9-1	TEL 043-201-0110	県防災無線電話 TEL500-7383 FAX500-7397
茂原警察署	警備課	茂原市 早野新田7	TEL 22-0110 FAX 22-0110	

<資料2-3>

3. 市町村

名 称	担当部署	所在地	電話・F A X	その他の 連絡方法
一宮町	総務課	一宮町 一宮2457	TEL 0475-42-2111 FAX 0475-42-2465	県防災無線電話 TEL421-721 FAX421-722
睦沢町	総務課	睦沢町 下之郷1650-1	TEL 0475-44-2500 FAX 0475-44-1729	県防災無線電話 TEL422-721 FAX422-722
長生村	総務課	長生村 本郷1-77	TEL 0475-32-2111 FAX 0475-32-1194	県防災無線電話 TEL423-721 FAX423-722
白子町	総務課	白子町 関5074-2	TEL 0475-33-2111 FAX 0475-33-4132	県防災無線電話 TEL424-721 FAX424-722
長柄町	総務課	長柄町 桜谷712	TEL 0475-35-2111 FAX 0475-35-4732	県防災無線電話 TEL426-721 FAX426-722
長南町	総務課	長南町 長南2110	TEL 0475-46-2111 FAX 0475-46-1214	県防災無線電話 TEL427-721 FAX427-722
千葉市	危機管理課	千葉市中央区 千葉港1-1	TEL 043-245-5151 Fax 043-245-5597	県防災無線電話 TEL100-723 FAX100-722
市原市	防災課	市原市 国分寺台中央 1-1-1	TEL 0436-23-9823 Fax 0436-23-9556	県防災無線電話 TEL219-721 FAX219-722
大網白里市	安全対策課	大網白里市 大網115-2	TEL 0475 - 70 - 0303 Fax 0475 - 72 - 8454	県防災無線電話 TEL402-721 FAX402-722

<資料2-4>

4. 消防本部、消防署、分遣所

名 称	担当部署	所在地	電話・F A X	その他の 連絡方法
長生郡市広 域市町村圏 組合 消防本部	警防課	茂原市 茂原598	TEL 0475-20-0119 FAX 0475-24-1725	県防災無線電話 TEL623-721 FAX623-722
中央消防署		茂原市 茂原598	TEL 0475-24-0119 FAX 0475-25-8448	
本納分署		茂原市 本納2149-1	TEL 0475-34-2119 FAX 0475-34-4119	

5. 指定公共機関

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	庶務グループ 総務部(安全)	千葉市中央区 新千葉1-3-24	TEL 043-222-1001 Fax 043-225-9136	県防災無線電話 (指令室) TEL 640FAX 640
	茂原駅	茂原市町保1	TEL 0475-22-2642 Fax 0475-23-7918	
東日本電信電話(株)	千葉災害対策室	千葉市美浜区 中瀬1-6 NTT幕張ビル8F	TEL 043-211-8652 FAX 043-213-6065	県防災無線電話 TEL 9721 FAX 9722
東京電力 パワーグリッド(株)木更津支社	企画総括グループ	木更津市貝渕 3-13-40	TEL 0438-23-3551 FAX 0438-23-3589	県防災無線電話 TEL 9641 FAX 9642
	茂原事務所	茂原市 八千代2-3-1	TEL 090-1837-8438 FAX 24-3404	
日本郵政(株) 茂原郵便局	総務課	茂原市 茂原248	TEL 22-2523 FAX 25-3109	
日本赤十字社 千葉県支部	総務課	千葉市中央区 千葉港4-1	TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812	県防災無線電話 TEL 657 FAX 657
NTTコミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部	東京都千代田区 内幸町1-1-6	TEL 03-5202-9909 FAX 03-5501-3014	
KDDI(株)	運用管理部 統括グループ	東京都新宿区 西新宿2-3-2 KDDIビル	TEL 03-3347-5299 FAX 03-3347-6243	
(株)NTTコム	災害対策室	東京都千代田区 永田町2-11-1	TEL 03-5156-1729 FAX 03-5156-0265	
(株)NTTコム 千葉支店	企画総務部	千葉市中央区 新町1000 センティタワー 16F	TEL 043-301-0335	
ソフトバンクモバイル(株)	コーポレートセキュリティ室	東京都港区 東新橋1-9-1東京 汐留ビルディング	TEL 03-6889-6304 FAX 03-6889-6603	
(株)テレビ朝日	報道企画部	東京都港区 六本木6-9-1	TEL 03-6406-1305 FAX 03-3405-3417	
(株)テレビ東京	報道局	東京都港区 虎ノ門4-3-12	TEL 03-5473-3192 FAX 03-5473-8483	
	総務局		TEL 03-5473-3053 FAX 03-3432-0814	
(株)東京放送	総務部	東京都港区 赤坂5-3-6	TEL 03-5571-2213 FAX 03-5571-2012	
(株)フジテレビジョン	報道局社会部	東京都港区 台場2-4-8	TEL 03-5500-8360 FAX 03-5500-8770	
日本テレビ放送網(株)	報道局ニュース政策部	東京都港区 東新橋1-6-1	TEL 03-6215-1382 FAX 03-6215-3563	

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
(株)TBSラジオ ネットコミュニケーション	経営企画室	東京都港区 赤坂5-3-6	TEL 03-5571-2709 FAX 03-5571-2975	
(株)日経ラジオ社	編成報道局	東京都港区 赤坂1-9-15	TEL 03-3368-3578 FAX 03-3583-9062	
(株)ニッポン放送	編成局報道部	東京都千代田区 有楽町1-9-3	TEL 03-3287-7622 FAX 03-3287-7696	
(株)文化放送	編成局報道製作部	東京都新宿区 若葉1-5	TEL 03-5269-2736 FAX 03-3357-2527	

<資料2-6>

6. 指定地方公共機関

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
大多喜ガス(株)	総務部 総務グループ	茂原市 茂原661	TEL 24-0010(夜間 24-6158) FAX 22-2785	県防災無線電話 (保安推進グループ) TEL646-721, 723, 724 FAX646-722
社団法人 茂原市長生郡 医師会	事務局	茂原市 八千代1-5-4	TEL 0475-24-3285 FAX 0475-24-3286	
千葉テレビ放 送(株)	報道政策局報道部	千葉市中央区 都町1-1-125	TEL 043-233-6681 FAX 043-231-4999	
(株)ベイエフエ ム	総務部	千葉市美浜区 中瀬2-6 WBG マリア ウエスト 27F	TEL 043-351-7841 FAX 043-351-7862	

<資料2-7>

7. 水道部、その他関係機関

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
長生郡市広域 市町村圏組合 水道部	管理課	茂原市 高師395-2	TEL 0475-23-9481 FAX 0475-25-9465	県防災無線電話 TEL669-721, 723 FAX669-722
茂原市社会福 祉協議会	事務局	茂原市 町保13-20	TEL 23-1969 FAX 23-6538	

《3》 避難・救援関係 〈基本情報〉

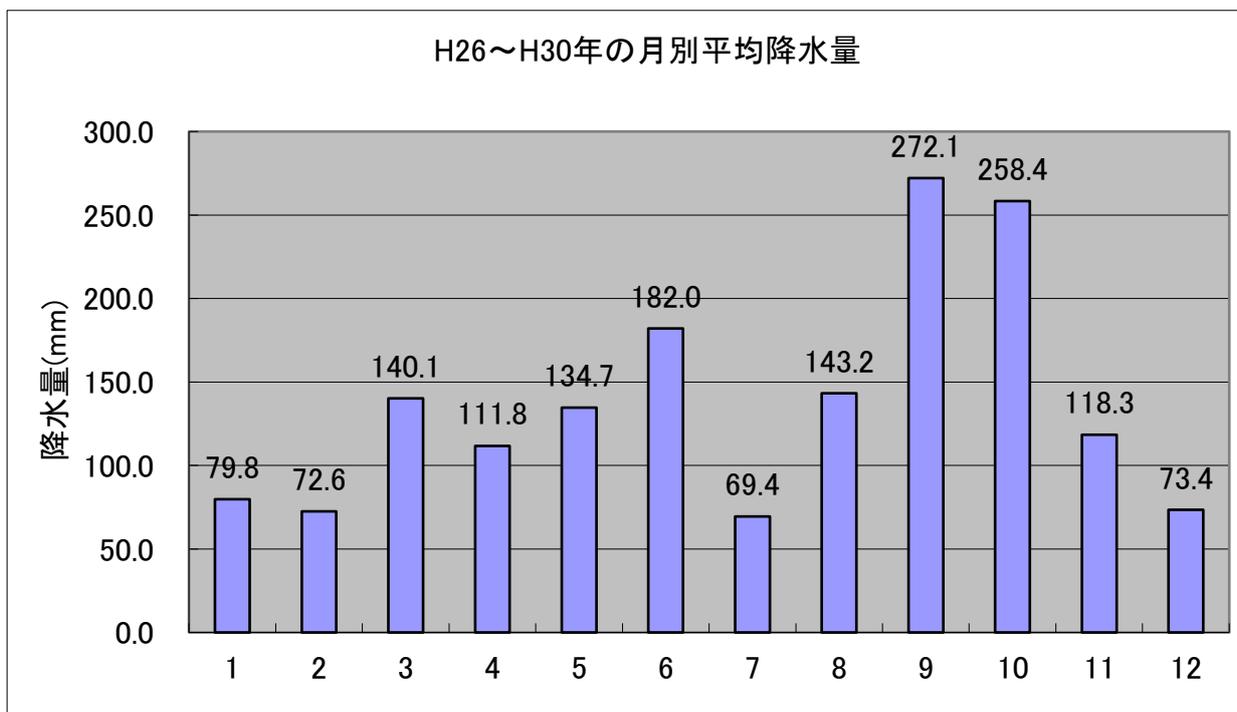
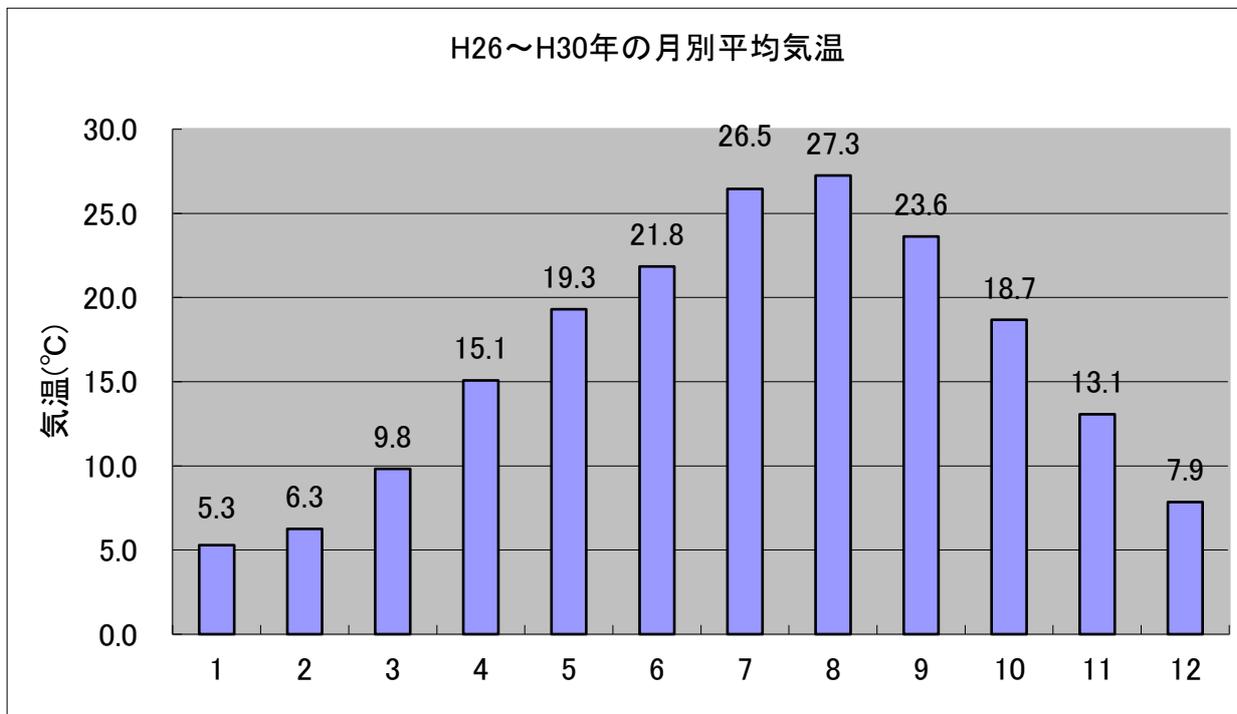
<資料3-1>

1. 地形図



<資料3-2>

2. 月別平均気温、降水量



<資料3-3>

3. 字別人口・世帯数構成

(平成31年4月1日現在)

	人 口			世帯数		人 口			世帯数
	合 計	男	女			合 計	男	女	
茂 原	4,367	2,132	2,235	2,014	国 府 関	684	350	334	288
高 師	5,510	2,707	2,803	2,642	真 名	362	161	201	199
高師町1	104	51	53	52	山 崎	320	169	151	147
高師町2	167	96	71	99	押 日	1,474	740	734	662
高師町3	341	175	166	198	黒 戸	85	43	42	32
萩原町1	433	199	234	186	庄 吉	125	69	56	46
萩原町2	327	147	180	150	芦 網	36	17	19	15
萩原町3	255	125	130	105	緑ヶ丘1	959	477	482	380
上 林	2,005	995	1,010	874	緑ヶ丘2	249	118	131	111
鷺 巣	903	460	443	414	緑ヶ丘3	797	372	425	344
上 茂 原	898	433	465	402	緑ヶ丘4	895	425	470	393
箕 輪	239	120	119	115	緑ヶ丘5	303	147	156	117
長 谷	573	296	277	251	二宮地区計	6,289	3,088	3,201	2,734
内 長 谷	342	161	181	149	早 野	5,436	2,758	2,678	2,655
黒 田	183	82	101	79	綱 島	976	479	497	410
早野新田	933	462	471	453	中 善 寺	344	174	170	125
東 茂 原	1,792	878	914	787	石 神	143	69	74	63
大 芝	2,268	1,126	1,142	1,003	八 幡 原	969	488	481	426
千代田町1	64	30	34	33	六 田 台	392	191	201	185
千代田町2	255	130	125	119	緑 町	1,135	580	555	546
八千代1	336	172	164	180	長 清 水	316	149	167	173
八千代2	200	104	96	106	五郷地区計	9,711	4,888	4,823	4,583
八千代3	169	94	75	107	上 永 吉	1,583	781	802	717
道 表	286	142	144	149	下 永 吉	4,761	2,330	2,431	2,263
東部台1	541	253	288	227	猿 袋	312	152	160	127
東部台2	1,064	531	533	439	三ヶ谷	925	468	457	396
東部台3	735	354	381	317	立 木	402	205	197	182
東部台4	146	75	71	58	台 田	110	55	55	50
小林飛地	15	9	6	7	野 牛	86	40	46	35
中 部	700	347	353	306	中 の 島 町	1,599	776	823	740
茂 原 西	150	81	69	67	鶴枝地区計	9,778	4,807	4,971	4,510
高師台1	72	31	41	31	本 納	2,850	1,379	1,471	1,337
高師台2	184	84	100	83	榎 神 房	76	44	32	24
高師台3	117	55	62	46	高 田	317	160	157	135
茂原地区計	26,674	13,137	13,537	12,248	小 萱 場	12	7	5	6
千 町	1,481	749	732	630	法 目	1,780	876	904	774
六 ツ 野	2,183	1,067	1,116	923	西 野	330	161	169	157
木 崎	1,925	952	973	836	本納地区計	5,365	2,627	2,738	2,433
谷 本	589	288	301	233	下 太 田	411	211	200	162
本 小 轡	967	480	487	429	上 太 田	326	163	163	126
小 轡	277	134	143	98	大 沢	172	86	86	70
新 小 轡	970	484	486	441	柴 名	98	52	46	38
七 渡	1,214	612	602	522	桂	115	53	62	42
東 郷	6,174	3,049	3,125	2,786	吉 井 上	122	65	57	48
町 保	1,303	629	674	618	吉 井 下	188	98	90	78
中之郷飛地	50	24	26	27	新治地区計	1,432	728	704	564
川島飛地	185	89	96	66	萱 場	716	354	362	304
東郷地区計	17,318	8,557	8,761	7,609	弓 渡	452	218	234	204
長 尾	2,165	1,031	1,134	913	粟 生 野	1,502	766	736	708
大 登	95	43	52	40	御 蔵 芝	246	122	124	127
小 林	3,357	1,706	1,651	1,584	清 水	325	169	156	151
渋 谷	325	154	171	141	千 沢	564	276	288	264
腰 当	901	463	438	401	南 吉 田	1,368	689	679	617
北 塚	839	427	412	377	豊岡地区計	5,173	2,594	2,579	2,375
豊田地区計	7,682	3,824	3,858	3,456	合 計	89,422	44,250	45,172	40,512
茂原市総面積	9.92平方キロメートル				前月対比	△140	△93	△47	126

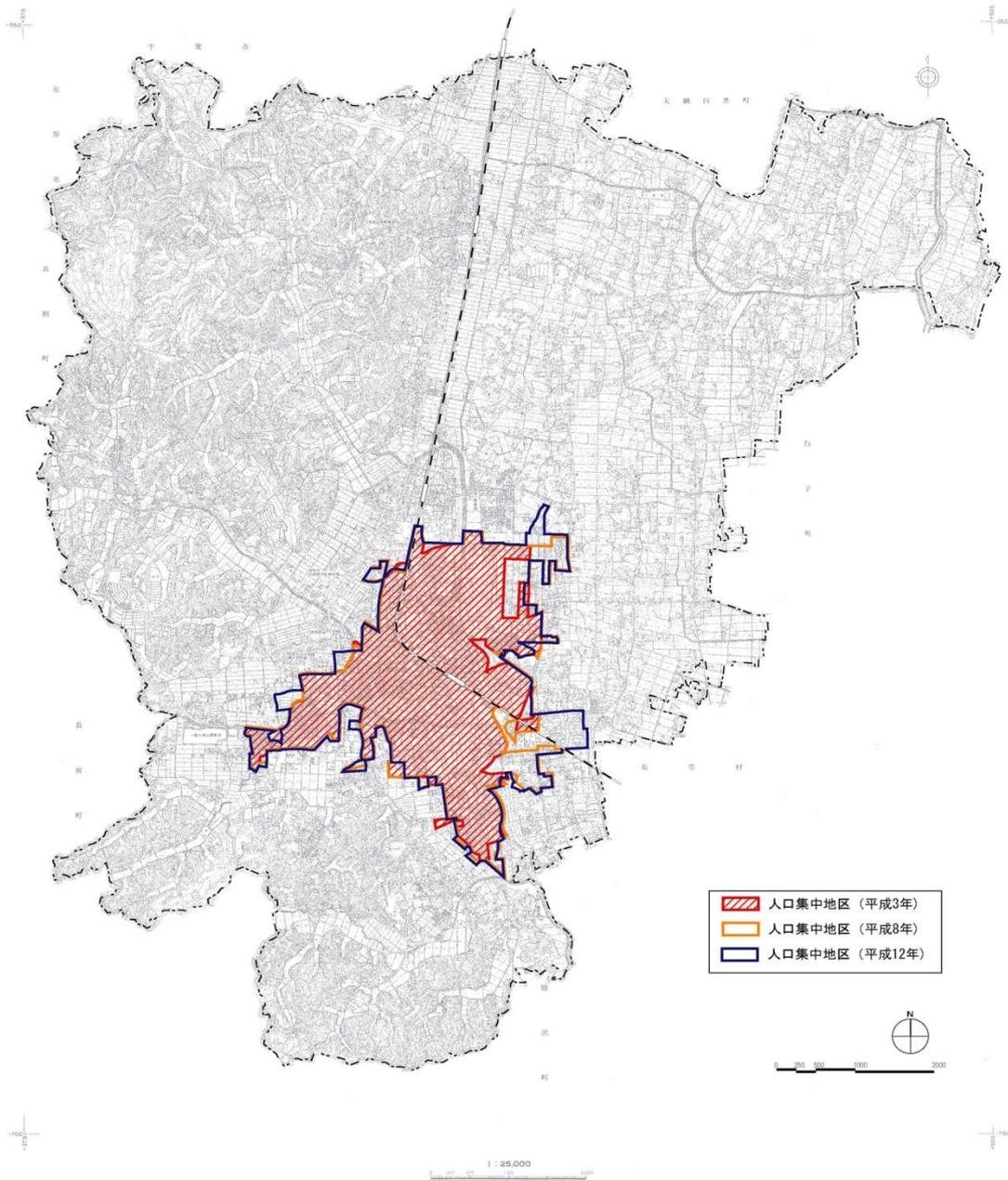
<資料3-4>

4. 年齢別人口構成

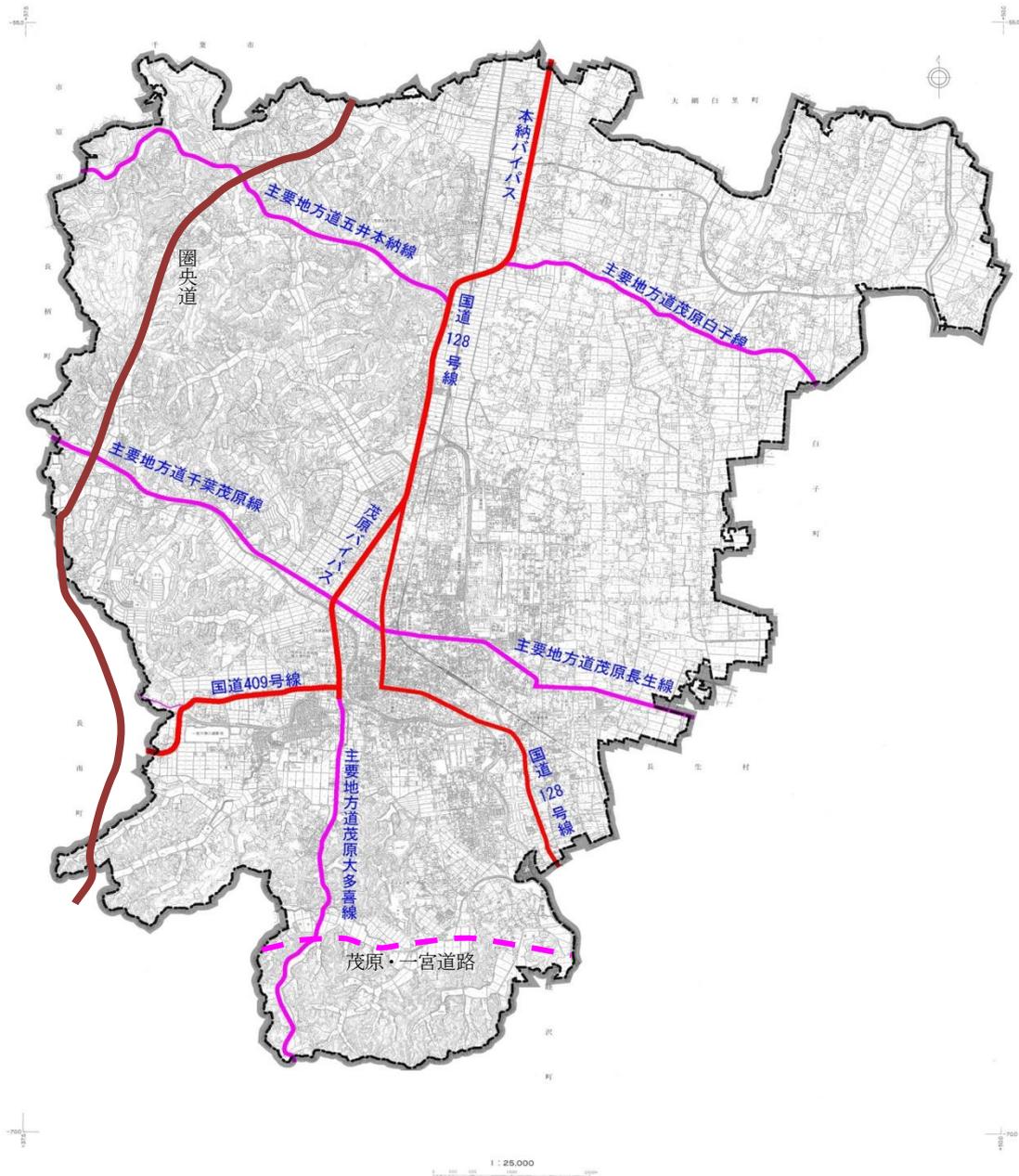
(平成31年4月1日現在)

年 令	茂原市全域		
	男	女	計
100～	4	47	51
95～99	48	269	317
90～94	323	868	1,191
85～89	916	1,578	2,494
80～84	1,749	2,250	3,999
75～79	2,836	3,104	5,940
70～74	3,456	3,806	7,262
65～69	3,726	3,814	7,540
60～64	2,932	3,011	5,943
55～59	2,865	2,872	5,737
50～54	3,039	2,986	6,025
45～49	3,564	3,285	6,849
40～44	3,054	2,847	5,901
35～39	2,524	2,328	4,852
30～34	2,239	2,032	4,271
25～29	2,109	1,792	3,901
20～24	2,068	1,825	3,893
15～19	1,970	1,914	3,884
10～14	1,787	1,752	3,539
5～9	1,672	1,513	3,185
0～4	1,369	1,279	2,648
合 計	44,250	45,172	89,422

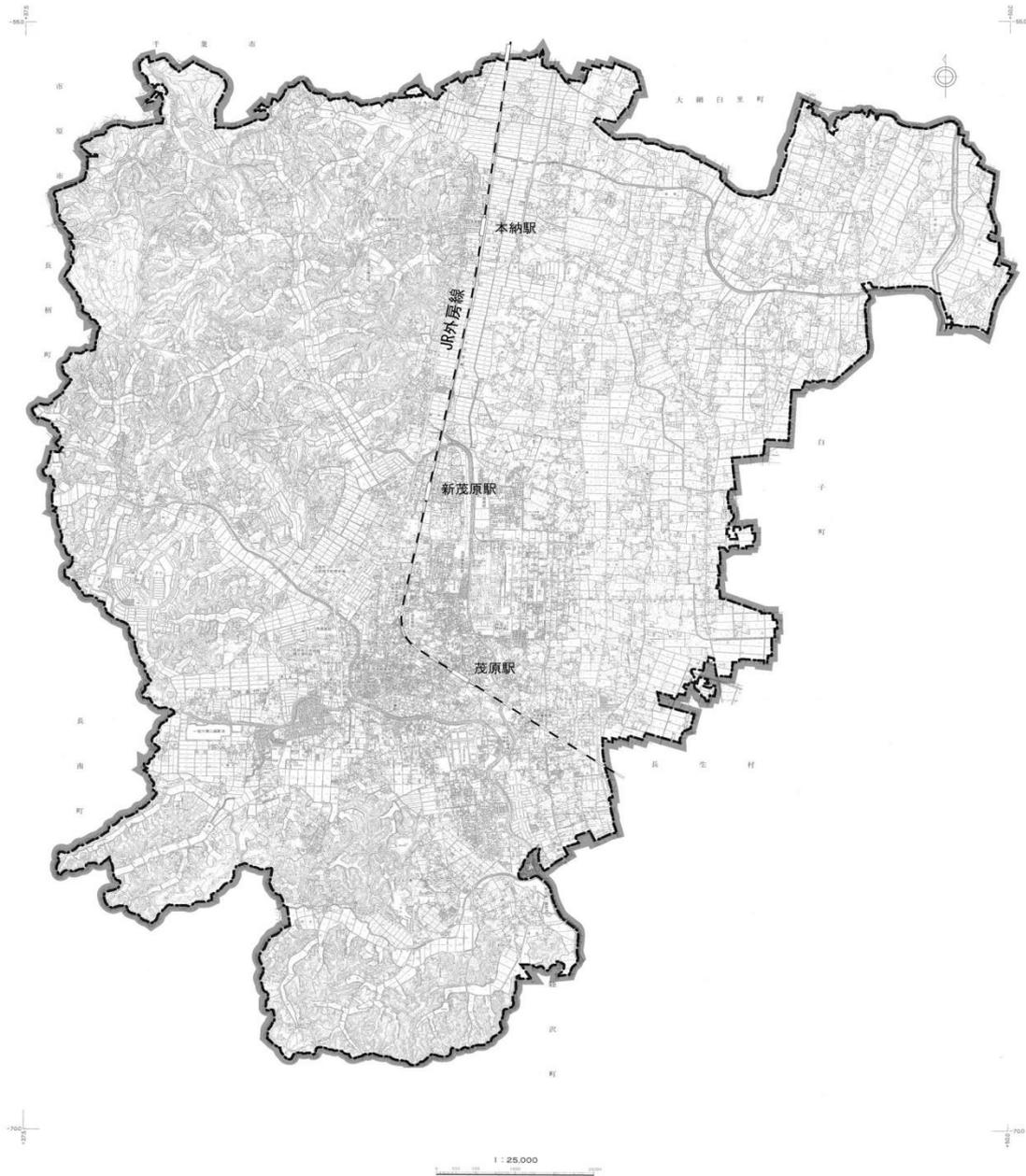
5. 人口集中地区



6. 道路網図



7. 鉄道網図



〈避難救援〉

避難施設の指定状況

■ 茂原市内40施設（平成30年4月1日現在）

番号	施設の名称	施設の所在地	連絡先(市外局番 0475)		使用可能な部分の面積		収容人員		備考
			電話	FAX	屋内部分(m ²)	屋外部分(m ²)	屋内(人)	屋外(人)	
1	茂原市中央公民館	茂原101	22-5072		492	968	246	484	
2	茂原市総合市民センター	町保13-20	24-9511		1,256	8,786	628	4,393	
3	茂原市立茂原小学校	茂原614	23-5155		794	7,394	397	3,697	
4	茂原市立西小学校	茂原1229-1	22-3719		530	10,006	265	5,003	
5	茂原市立萩原小学校	萩原町1-17	22-2210		697	13,566	348	6,783	
6	茂原市立東部小学校	東部台1-9-1	23-5184		589	16,240	294	8,120	
7	東部台文化会館	東部台1-7-15	23-8711		1,104	7,016	552	3,508	
8	茂原市市民体育館	高師2165	23-2811		3,145	18,360	1,572	9,183	
9	茂原市立茂原中学校	高師427	22-2320		966	25,472	483	12,736	
10	千葉県立長生高等学校	高師286	22-3378	22-3370	1,564	32,068	782	16,034	
11	千葉県立茂原高等学校	高師1300	22-4505	22-3180	1,515	25,332	757	12,666	
12	千葉県立茂原樟陽高等学校	上林283	22-3315	22-3999	1,168	31,282	584	15,641	
13	茂原公園	高師1325-1				160,828		80,414	
14	萩原公園	上林173-9				10,634		5,317	
15	茂原市立東郷小学校	谷本142	22-2834		572	8,952	286	4,476	
16	茂原市立東中学校	東郷301	24-2141		710	12,076	355	6,038	
17	千葉県生涯大学校外学園	本小轡319-1	25-8228		518	3,588	259	1,794	
18	茂原市東郷福祉センター	谷本1887-1	25-5882		429	3,752	214	1,876	
19	富士見公園	東郷2078				56,652		28,326	
20	茂原市立鶴枝小学校	上永吉955	22-2829		586	6,310	293	3,155	
21	茂原市南中学校	上永1185-2	23-8825		857	29,156	428	14,578	
22	茂原市立中の島小学校	中の島町451	22-3910		590	10,776	295	5,388	
23	茂原市立中の島幼稚園	下永吉1056-2	24-8720		406	2,188	203	1,094	
24	中の島公園	中の島町524				6,412		3,206	
25	道目木ポンプ場	下永吉466-5	25-3441			8,500		4,250	
26	茂原市立二宮小学校	国府関1415-1	22-3221		581	7,256	290	3,628	
27	茂原市立富士見中学校	押日1468	23-7141		884	24,948	442	12,474	
28	茂原市立緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-38	22-0789		661	13,620	330	6,810	
29	茂原市立西陵中学校	緑ヶ丘1-53	22-8011		682	14,266	341	7,133	
30	長生の森公園	押日816-1				102,000		51,000	
31	茂原市立豊田小学校	長尾156	22-3779		601	12,320	300	6,160	
32	茂原市豊田福祉センター	長尾148	26-1105		516	7,756	258	3,878	
33	茂原市立五郷小学校	綱島1185	24-1161		564	14,006	282	7,003	
34	茂原市五郷福祉センター	綱島656	25-7880		556	5,366	278	2,683	
35	茂原市立早野中学校	早野206-1	25-0951		884	19,052	442	9,526	
36	茂原市立本納中学校	本納1623	34-2074		690	20,108	345	10,054	
37	茂原市本納公民館(ほのおか館)	本納1741-1	34-2349		603	1,818	256	909	
38	茂原市立新治小学校	下太田150	34-3154		700	6,256	350	3,128	
39	茂原市立豊岡小学校	弓渡255	34-7757		478	14,528	239	7,264	
40	茂原市豊岡福祉センター	粟生野2675-4	34-8321		363	1,744	181	872	

収容人員は、1人あたり必要とするスペースを2㎡を基準に算定。

〈備蓄物資〉

1. 市備蓄物資（防災対策課で備蓄している物資）

（平成31年4月1日現在）

物資名	特徴等	数量
ボート	アルミ製で6人乗り。オールを使用するものです。	7艇
救命胴衣	ボート乗船時に着用する救命衣。	20着
発電機	電気を発生させる機械。直流・交流両方の電気を発生させられます。	76台
投光器	夜間屋外での照明に使います。	36台
飲料水兼用貯水槽	飲料水と消防水利を兼用する貯水槽です。	11箇所 (640トン)
食料	水やお湯を入れて食べるアルファ米やクラッカーなど。	52,561食
救急箱	けがをした人を治療するのに必要な簡易なものです。	37セット
毛布	寝具として使います。	1,794枚
タオルケット	寝具として使います。	500枚
クイックマット	寝具として使います。	26枚
ラジオ	AM/FM両方で、情報を聞くものです。	35台
ストーブ	寒い時期の暖房用です。	37台

2. 関係機関との協定一覧

【関係機関との協定一覧】

整理番号	協定等先	協定等の名称	締結日・区分
1	千葉県及び県内各市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	平成8年2月23日 【相互応援】
2	茨城県龍ヶ崎市	大規模災害における相互応援に関する協定書	平成24年10月9日 【相互応援】
3	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	平成24年8月20日 【情報交換】
4	(社)茂原市長生郡医師会	災害時の医療活動に関する協定書	平成2年10月1日 【医療】
5	(社)茂原市長生郡歯科医師会	災害時の歯科医療救援活動に関する協定書	平成19年10月25日 【医療】
6	長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	平成29年4月1日 【医療】
7	茂原市建設業組合	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定	平成8年12月26日 【応急対策】
8	(株)サンエイロテック (株)富士精罐商事千葉営業所	災害時における道路交通安全施設に係る応急対策業務に関する協定	平成22年2月1日 【応急対策】
9	長生郡市管工事協同組合	災害時における応急給水対策に関する協定書	平成25年5月15日 【応急対策】
10	(社)千葉県建築士会長生支部	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	平成28年4月1日 【応急対策】
11	(公)千葉県建築士事務所協会	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	平成29年4月7日 【応急対策】
12	(株)京葉ロジコ	災害時における物資の保管等に係る協力に関する協定	平成30年1月22日 【応急対策】
13	茂原市造園緑化組合	災害時及び感染症発生時における消毒活動に関する協定書	平成27年5月19日 【消毒】
14	茂原卸商業団地協同組合	災害時における物資の供給に関する協定書	平成11年5月24日 【物資】
15	生活協同組合ちばコープ	災害時における物資の供給に関する協定書	平成11年5月24日 【物資】
16	(社)千葉県エルピーガス協会長夷支部	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	平成20年4月1日 【物資】
17	コカ・コーライーストジャパン(株)	災害用飲料水等の供給協力に関する協定書	平成21年11月24日 【物資】
18	(株)カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成24年2月21日 【物資】
19	(株)ハヤシ	災害時における物資の供給協力に関する協定書	平成27年8月20日 【物資】
20	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	平成30年1月25日 【物資】

整理番号	協定等先	協定等の名称	締結日・区分
21	(株)アベクラ	災害時における救援物資の供給等の支援協力に関する協定	平成30年3月22日 【物資】
22	イオン(株)ジャスコ茂原店	災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定	平成18年6月30日 【物資等】
23	長生農業協同組合	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	平成25年10月4日 【物資等】
24	(株)三晃	災害時における防災活動協力に関する協定	平成24年7月30日 【物資等】
25	(株)セブンイレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	平成27年11月19日 【物資等】
26	(株)アクティオ	災害時における災害時用トイレ等の供給協力に関する協定	平成19年4月1日 【仮設トイレ】
27	千葉県石油商業組合茂原支部	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成21年7月29日 【燃料】
28	市内郵便局	災害時における茂原市内郵便局、茂原市間の協力に関する覚書	平成9年10月17日 【情報収集・伝達】
29	東京電力(株)木更津支社	茂原市防災行政無線の活用に関する協定	平成20年10月10日 【情報収集・伝達】
30	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	平成24年10月24日 【情報収集・伝達】
31	東日本電信電話(株)千葉支店	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成25年6月14日 【情報収集・伝達】
32	長生郡市緊急無線通信隊	災害時の情報収集における応援協定	平成27年1月27日 【情報収集・伝達】
33	(株)フューチャーリンクネットワーク、(株)マックス	茂原市防災・防犯情報の配信に関する協定	平成28年11月16日 【情報収集・伝達】
34	双葉電子工業(株)	ドローンによる災害応急対策活動(撮影)に関する基本協定	平成28年11月25日 【情報収集・伝達】
35	(株)パスコ千葉支店	災害時における航空写真等の提供に関する協定	平成30年1月22日 【情報収集・伝達】
36	NPO法人都市環境標識協会	避難誘導標識の設置及び維持管理に関する協定	平成21年3月26日 【支援協力】
37	千葉県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	平成24年7月4日 【支援協力】
38	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	公告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成27年10月6日 【支援協力】
39	(社)茂原市社会福祉協議会	茂原市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	平成29年1月17日 【支援協力】
40	長生高校、茂原高校、茂原樟陽高校、生涯大学校外房学園	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	平成29年2月9日 【避難所】

整理 番号	協定等先	協定等の名称	締結日・区分
41	(株)伊藤園	災害用飲料水等の供給協力及び災害時における飲料水提供に関する協定	平成30年12月21日 【物資】
42	三協フロンテア(株)	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	平成31年1月11日 【物資等】
43	千葉県理容生活衛生同業組合長生支部	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	平成31年3月12日 【支援協力】
44	株式会社ビー・ハウス	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	令和元年10月16日 【物資】